

令和3年9月8日

令和3年第3回和束町議会定例会

(第1号)

和 東 町 議 会

令和3年第3回和東町議会定例会

会議録 (第1号)

招集年月日 令和3年9月8日(水)
招集の場所 和東町議会議場
開閉議日時 開議 午前 9時30分
閉議 午後 3時33分

出席議員(10名)

1番	岡	田	勇	2番	高	山	豊	彦		
3番	藤	井	清	隆	4番	村	山	一	彦	
5番	吉	田	哲	也	6番	井	上	武	津	男
7番	岡	本	正	意	8番	畑	武	志		
9番	小	西	啓	10番	岡	田	泰	正		

欠席議員(0名)

な し

職務のため議場に出席した者の氏名

事務局 長 島 川 昌 代
書 記 西 田 絵 美

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町	長	堀	忠	雄									
副	町	長	奥	田	右								
総	務	課	長	岡	田	博	之						
総	務	課	行	財	政	担	当	課	長	宮	木	大	
地	域	力	推	進	課	長	草	水	清	美			
人	権	啓	発	課	長	中	尾	政	弘				
税	住	民	課	長	吉	田	敏	江					
福	祉	課	長	北	広	光							
診	療	所	事	務	長	細	井	隆	則				
総	合	施	設	整	備	課	長	竹	谷	秀	俊		
農	村	振	興	課	長	竹	谷	徹	也				
建	設	事	業	課	長	馬	場	正	実				
会	計	管	理	者	兼	会	計	課	長	瀧	村	幸	代

議	事	日	程	別	紙	の	と	お	り								
会	議	に	付	し	た	事	件	別	紙	議	事	日	程	の	と	お	り
会	議	の	経	過	別	紙	の	と	お	り							
会	議	録	署	名	議	員	3	番	藤	井	清	隆					
							4	番	村	山	一	彦					

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 閉会中の委員会調査報告及び広域連合議会の報告
- 日程第 5 一般質問

報告第 9号 健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告書

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（岡田泰正君）

皆さん、おはようございます。本日は、ご苦勞さまです。

ただいまから、令和 3 年和東町議会第 3 回定例会を開会いたします。

本日、新型コロナウイルス感染防止対策として議場内扉 3 か所を開放し、空気清浄器を設置、演台にはアクリルつい立て板を設置しております。

また、マスクの着用を必須とし、発言時におきましてもマスク着用をお願いいたします。ただし、演台での発言時につきましてはマスクを外していただいて結構です。声が聞き取りにくいと思われるので、質問、答弁の際はマイクに近づけて発言していただきますようよろしくお願いいたします。

クールビズ推進のため、上着、ネクタイの着脱は自由といたします。

町長挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

令和 3 年第 3 回の定例議会を招集させていただきましたところ、議員の全員のご出席をいただきありがとうございます。

また、日頃は、和東町の行政に何かとご指導、ご協力をいただいておりますことをこの場を借りましてお礼を申し上げさせていただきたいというように思います。

今、コロナ禍にありますますが、和東町も 8 月の末をもってワクチンの集団接種は一応終わりました。あとは個別等いろいろと努めてまいりたいと思います。

今、国のほうでは宣言の延長等いろいろと言われております。これからも引き続き住民のご協力をいただきながら感染予防に努めてまいりたいと、このように思っておりますので、どうか皆さん方もご理解、ご協力のほうをよろしくお願いいたします。

今回の定例議会には、決算、併せて条例の改正、補正予算等提案させていただくことになっております。どうか慎重なご審議をいただきまして、いずれもご承認、ご議

決いただきますことを切にお願いいたしまして、始めるに当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうもご苦勞さまでございます。ありがとうございます。

○議長（岡田泰正君）

本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、藤井清隆議員、4番、村山一彦議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月24日までの17日間としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から9月24日までの17日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

厚生労働省所管の令和3年度地域雇用活性化推進事業の委託事業採択地域に和東町が選定され、令和3年9月2日付で京都労働局長より、和東町雇用促進協議会会長宛ての書面を受理しましたので、報告をさせていただきます。

厚生労働省では、雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域などが、地域の特性を生かして魅力のある雇用や、それを担う人材の維持・確保を図るために創意工夫する取組を募集され、全国で13地域が決定されたものでございます。

和東町におきましては、茶源郷和東、農・商・工連携、そして、都市・農村交流推進による茶業プラスワンの雇用創出を事業といたしまして、和東町の現状課題を踏まえ、商工会、京都やましる農協、和東町活性化センター、京都銀行等と連携し、和東茶の地域ブランディングによる販路拡大と都市・農村交流推進、茶産業を補填する新種の農産品事業を構築し、年間を通じて働ける基盤の整備と空き家再生による移住・定住促進、マイクロツーリズムを推進し、都市・農村交流拡大による観光産業の活性化、6次産業化の担い手となる商工業者の育成とともに、各種講座を通じた人材育成と地域事業者への伴走型支援を行うなど、情報発信事業、新規就農相談会事業、和東リモートワーク体験事業に取り組むものであります。

令和3年10月より令和5年度末までの2年6か月間の期間となりますが、和東町雇用促進協議会が積み重ねてきた経験と実績を生かし、人口の3%増の雇用創出を目標に事業を進めていきますので、議員各位にご指導、ご協力をお願い申し上げます。

以上、私からの諸般の報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

おはようございます。

私のほうから、報告第9号 健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告書を報告させていただきます。

和東町議会令和3年第3回定例会報告書をよろしくお願いたします。

報告第9号

健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度健全化判断比率並びに簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計に係る資金不足比率を、別紙のとおり、監査委員の意見をつけて報告する。

1 枚おめくりください。

まず、1. 健全化判断比率でございます。

実質赤字比率、該当ございません。

連結実質赤字比率、該当ございません。

実質公債費比率 12.7%、将来負担比率 63.1%。

次に、2. 資金不足比率でございます。

特別会計の名称、資金不足比率の順に報告申し上げます。

簡易水道事業特別会計、資金不足比率、該当ございません。

下水道事業特別会計、資金不足比率、該当ございません。

なお、次ページ以降、算定の基礎となる事項を記載した書類、また、令和 2 年度財政健全化審査意見書、簡易水道事業特別会計経営健全化審査意見書、下水道事業特別会計経営健全化審査意見書ということで、監査委員の意見をつけて記載をしておりますので、後ほどお目通しのほうをよろしくお願いいたします。

以上、私のほうからの報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

議長から報告します。

監査委員より、令和 3 年 6 月 30 日現在、7 月 31 日現在の例月出納検査結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は事務局にてご覧ください。

以上で、報告を終わります。

日程第 4、閉会中の委員会調査報告及び広域連合議会の報告を求めます。

初めに、総務厚生常任委員長、村山一彦議員。

○総務厚生常任委員長（村山一彦君）

それでは、私のほうから、総務厚生常任委員会報告をいたします。

本委員会は、8月25日に町長、副町長、関係課長の出席を求め、各課における令和3年度事業の執行状況や令和2年度決算の概要について事務調査を行いました。

初めに堀町長から、コロナ禍の中、現在、京都府にも緊急事態宣言が発出されている。本町でもワクチン接種に努めているが、希望者全て受けていただけるよう努力していくと挨拶されました。

次に、令和3年度の執行状況の説明があり、前年度からの繰越を除く一般会計予算33億9,980万円に対し、歳入33.5%、歳出21.7%の執行状況となっています。

各課の事業執行状況では、総務課からは、茶源郷まつりの開催について、コロナの感染状況等を踏まえ、9月に開催する実行委員会で一定の方向性を決定する。

ふるさと応援寄附金事業について、寄附金の活用区分を「生業景観を守るまちづくり」「こどもからお年寄りまで元気なまちづくり」の二つに項目を絞り、返礼品においても「さとふる」というサイトを追加し、広く募集をする予定である。

コロナ感染症拡大防止対策事業として、PCR検査の助成について、現在、要綱等を調整している。

税住民課からは、福祉医療や老人医療の状況、国民健康保険一般被保険者1,295人の保険給付などの執行について報告があった。

福祉課では、コロナ関連の予算として低所得子育て世帯生活支援特別給付金について51人に給付、新生児応援特別給付金については3人に給付した。

説明の後、各委員からは、「現時点でのコロナワクチン接種者の人数や各年代別の接種状況は」、「8月29日で集団接種は終了されるが、未接種者への今後の取組はどのように考えておられるのか。また、コロナに感染した場合、多くが自宅療養となっているが、現在の病床状況は把握されているか。予防の啓発だけでなく、住民が不安にならないよう具体的な情報の提供も必要である」、「コロナが長引く中で、生活保護の相談やくらしの資金の利用、税の減免の状況は」、「新しくなる茶源郷行政情

報配信システム、光ボックスの進捗状況は」、「先日、雨が続き、大雨警報が発令され、夜間に避難準備情報も発表された。判断も難しいと思うが、避難しやすい時間帯に発表できないか」、「柚田区で耐震用地下式防火水槽を設置されるが、今後、他の区での設置の計画は」、その他、保育園の耐震改修の進捗や今後の診療所の体制など、活発に意見や質問が出されました。

続いて、令和2年度決算の概要について説明を受け、決算については、9月に開会される決算特別委員会で質疑することで委員会を閉会いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

続きまして、産業常任委員長、吉田哲也議員。

○産業常任委員長（吉田哲也君）

産業常任委員会報告をいたします。

本委員会は、8月26日に町長、副町長、関係課長の出席を求め、各課における令和3年度の事業執行状況や令和2年度決算の概要などについて事務調査を行いました。

町長挨拶の後、令和3年度主な事業の執行状況が報告され、地域力推進課では、景観条例について9月5日に石寺区住民を対象に説明会を予定したが、コロナの影響で延期となった。

サテライトオフィスでは、日本茶のお茶産地を駆け巡る「日本茶マラソン」をオンラインにて開催された。生業の茶畑景観に囲まれ、緑を浴びる「御茶印帳めぐり」事業では、町内をウォーキングしながら御茶印帳を製作するもので、10月3日から17日まで実施される予定である。

グリーンスローモビリティ運行では、コロナ禍で運休している日もあったが、4月から7月まで115人の利用があった。来年5月に開催されるワールドマスターズゲームズ大会については、商業施設でのPRや9月の広報紙にチラシを折り込むなど、機運醸成や認知度アップを図っている。現在492人がエントリーされている。今年

もコロナ禍の中、事業については感染防止対策を実施し、縮小した中での執行となっている。

農村振興課では、森林経営管理制度に係る荒廃竹林伐採整備事業について、木津信楽線の川向かいの撰原から石寺にかけて荒廃していた竹林の整備を行った。

昨年度からの繰越事業である体験交流センター改修工事について10月末の完成を目指し、現在工事が進められている。

建設事業課からは、7月、8月の豪雨について、町内においては大きな災害はなかった。府道宇治木屋線トンネル工事について、和東からの掘削が年末から年明けにかけて始まる予定である。また、府道木津信楽線原山から湯船方面で法面工事を実施するに当たり、9月上旬から約3か月、片側通行になる。

また、祝橋整備事業について、現在、上部工を発注しており、工事が進められている。石寺橋整備事業についても用地交渉を進めている。このほか、町道拡幅改良や災害復旧工事についても、順次、事業を進めていくと報告があった。

説明の後、質疑に入り、各委員からは、「協働のまちづくり補助金について各団体に補助金を交付されているが、活動の内容など成果発表の場を設けてはどうか」、「7月にオープンした交流ステーションのお客の入り込み状況や野菜など納品される会員数の状況は」、「景観審議会委員の選考方法は」、「宇治木屋線トンネル工事が本格的に始まるが、工事車両の管理は。住民や観光客の安全確保に十分注意していただき、工事を進めてほしい」、「今年、一番茶は霜被害があり、二番茶も出荷が少なかった。分析はされているのか。また、支援は考えているのか」、「荒廃竹林伐採整備事業について、作業も大変だが、和東町の景観を維持していく上でも継続的に進めたい」との意見や要望など活発に質疑されました。

また、令和2年度の決算概要や総合保健福祉施設整備事業の候補地やスケジュール等について報告を受け、この日の事務調査を終えました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

続いて、広域連合議会の報告を求めます。

初めに、相楽東部広域連合議会、村山一彦議員。

○相楽東部広域連合議会議員（村山一彦君）

それでは、相楽東部広域連合議会の報告をいたします。

令和3年第2回相楽東部広域連合議会定例会は、去る7月19日午前9時30分から和束町議会議場において開催されました。

開会宣言に続いて議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定、閉会中の委員会報告があり、その後、3名の議員による一般質問が行われました。

初めに、和束町、井上議員が学校給食について、納入状況や一般競争入札への変更等について質問をされました。続いて、笠置町、向出議員からは、認知症初期集中事業の取組やごみの減量化について、最後に、南山城村、鈴木議員からジェンダー平等のための校則の見直し、学校の女子トイレへの生理用品の常備などについて、それぞれ質問がありました。

続いて、付議された各議案について審議が行われました。

まず、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和2年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第4号専決）の件」については、歳入歳出それぞれ9,332万1,000円を減額し、歳入歳出総額を8億9,202万9,000円とするものでした。

新型コロナウイルス感染防止に伴い各事業が削減されていること等について質問があり、全員賛成で承認されました。

議案第5号 令和3年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ2,042万円を追加し、歳入歳出総額を8億6,013万2,000円とするもので、主には、テールアルメ擁壁安全対策工事の設計積算委託費が計上されたものでした。

テールアルメ擁壁安全対策工事の設計積算委託費の内容や和東小学校の体育館の修繕費などに係る質問が出され、審議の結果、全員賛成で可決されました。

最後に、各委員会の閉会中の継続審査及び調査の件について決定し、会議は閉会いたしました。

以上で、令和3年第2回相楽東部広域連合議会定例会の報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

京都地方税機構広域連合議会、藤井清隆議員。

○京都地方税機構広域連合議会議員（藤井清隆君）

それでは、令和3年京都地方税機構議会8月定例会の報告をいたします。

京都地方税機構定例会は、去る8月11日（水）午後2時より、ホテルルビノ京都堀川にて開催されました。

初めに、議員の異動報告の後、議席指定を行いました。

続いて、議長選挙が行われ、指名推選にて京都府議会議員の荒巻隆三氏が議長に選出されました。さらに、副議長に宮津市議会議員の河原末彦氏が選出されました。

本題に入りまして、第2号議案 監査委員の同意を求める件が上程され、瀬野淳郎氏が挙手選出されました。

次に、第1号議案 令和2年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算、歳出総額2億5,169万円の認定に付する件が議題とされ、広域連合長の説明の後、一般質問に入りまして、3名の方が質問されました。

まず、城陽市の乾 秀子氏が徴収業務のこれまでの評価とコロナ禍を踏まえた今後の取組方針について質問されました。

次に、宇治市の山崎 匡氏が生活困窮者の徴収義務の在り方について質問されました。

最後に、府議会の光永淳彦氏が給付金、貸付金の差押えについて、またコロナ禍での電話督促についてなど質問されました。

その後、第1号議案に対する討論が行われ、向日市の山田千枝子議員が反対意見を述べられ、大山崎町の山中一成議員が賛成意見を述べられ、採決の結果、賛成多数で可決されました。

最後に、選挙管理委員4名と補充員4名が指名推選により選出され、会議を終了いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

続きまして、京都府後期高齢者医療広域連合議会、井上武津男議員。

○京都府後期高齢者医療広域連合議会議員（井上武津男君）

それでは、私のほうから、京都府後期高齢者医療広域連合議会報告を行います。

令和3年度第2回京都府後期高齢者医療広域連合議会定例会が8月27日午後1時30分からメルパルク京都7階スタジオ1で開催されました。

初めに、連合長より議案の提案理由説明が行われました。同意4件、議案2件、認定2件、承認1件で、一括して説明されました。

2名の副連合長の同意では、堀 忠雄氏（和束町長）、吉田良比呂氏（京都市副市長）が全議員により選任。

2名の監査委員の同意は、川村和久氏（城陽市）、片岡 勉氏（京田辺市）が全議員により選出。

同意案件の後、1人の一般質問があり、その後、2議案の審議が行われました。

令和3年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）は、補正前の額10億4,500万円、補正額750万3,000円、補正後の額10億5,250万3,000円。事務室移転及び保健事業推進のため、繰越金を財源として増額補正、全員賛成で可決。

令和3年度京都府後期高齢者広域連合後期高齢者医療特別会計（第1号）は、補正前の額3,762億5,792万6,000円、補正額25億7,695万円で、補正後

の額 3,788 億 3,487 万 6,000 円となり、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の制度延長に対応するため国庫支出金を財源とし、保険給付費の増額補正並びに後期高齢者交付金等に係る返還経費を繰越金を財源とし、諸支出金の増額補正、全員賛成で可決。

令和 2 年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定は、歳入決算額 11 億 874 万 648 円、歳出決算額 10 億 2,419 万 2,975 円、収支差額 8,454 万 7,673 円となり、議案質疑の後、賛成多数で認定。

令和 2 年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定は、歳入決算額 3,743 億 6,716 万 3,325 円、歳出決算額 3,553 億 2,026 万 8,365 円、収支決算額 190 億 4,689 万 4,960 円となり、議案質疑の後、賛成多数で認定。

専決処分の承認について、東日本大震災の被災した被災者に対する保険料減免制度の延長及び保険料軽減特別制度廃止に伴う関係規定の整備、全員賛成で承認。

この後、2 件の請願があり、審査の結果、2 件とも不採択となり、この日の日程を全て終了いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

以上で報告を終わります。

日程第 5、一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含み 1 時間以内といたします。

再質問は、制限時間内の質問を許可いたします。

質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。

答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

初めに、井上武津男議員。

○6 番（井上武津男君）

議長の下承を得ましたので、通告に基づき、私のほうより一般質問をさせていただきます。

まず、6月からの豪雨により多大な被害を受け、亡くなられた方々には哀悼の意を、さらに現在も被災生活を送られている方々にはお見舞いを、コロナ感染症により亡くなられた方においても哀悼の意を、現在、病院生活、家やホテルなどで療養されている数多くの皆様方に対してお見舞いを申し上げます。

今回、私の一般質問は、大きく分けて3問です。

大きな1番、水道料金の大幅値上げについて、その(1)なぜ今回、大幅値上げをしなければならないのか、その(2)近隣の市町村は現在どれくらいの価格で料金設定されているのか、その(3)水道委員会は値上げに関してどのように受け止められているか、水道委員会の意見報告書を時系列順に示してください。その(4)過去において最後の値上げはいつであったか、また今回まで価格維持をしてきた理由を示してください。その(5)値上げは今回が最後で、暫く値上げをするつもりはあるかなしかをお聞かせください。

大きな2番、相楽東部広域連合について、その(1)連合をいつまで続けるつもりであるかお聞かせください。その(2)私見といたしましては、教育委員会はそろそろ解散する時期に来ているかと思いますが、いかがでしょうか。

大きな3番、保育園の給食について、その(1)給食の食品・食材の総額は幾らで、町内業者、学校給食会の割合はどれくらいですか、その(2)学校給食会の役割は既に終了していると思われませんが、町内業者、または一般入札に変更されるつもりはないでしょうか。

町長、各課長の答弁を求めます。

なお、2回目の質問は自席より行います。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま井上議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいというように思います。

最初に、大きな1番でございますが、水道料金の大幅値上げについて、（1）なぜ今回大幅値上げをしなければならないのかという質問であります。最大の要因は収入収支のバランス、要するに健全な水道事業経営を維持すると、こういう観点でございます。

詳細には担当課長から答弁させますが、概要を申し上げますと、統合簡水事業等で発行しました起債の元利償還が年々増加しており、それに加えて有収水量の減や人口減少、水道水使用の方法など様々な要因が重なったことにより、今回の条例改正を提案させていただくものであります。

水道料金の改定については、昭和51年に和東町内水道料金の統一化以来、過去2回の料金改定を行っております。今回の改定も過去同様、収支バランスの是正、水道事業における独立採算制の維持と優位な交付金等の収入を確保するため、使用者の応分の負担をお願いさせていただくことを今回の給水条例の改正をさせていただく大きな内容でもあります。

次に、（5）でございますが、値上げは今回が最終で、暫く値上げをするつもりがあるのか、なしかをお聞かせくださいというご質問であります。先ほども答弁をさせていただきましたように、水道事業は独立採算制で運営されている事業であることから、経営の状況次第での料金改定はあり得るものとは判断しますが、いかに料金を安定させ、値上げをせずに経営していくかということの努力は必要と考えます。安定した経営を維持することに今後も努力するように職員一丸となって取り組んでいきたいと考えています。

今回の料金改定を将来行う必要があるという見通しが平成25年頃に出され、その後、経営戦略を策定、見直し案の検討を重ね、水道委員会で議論をいただき、今回そ

の答申を受け提案させていただくものであり、最大限の経営努力と将来展望を繰り返し行い、負担を後世に残すことのなきよう努めてまいり所存であります。

以上は、井上議員からいただきました水道料金改定に係る一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、事務的詳細の質問については、建設事業課長から答弁させます。

2でございますが、相楽東部広域連合について、（１）連合をいつまで続けるつもりであるかお聞かせくださいのご質問でございます。

これは発足した当時を思い出しますと、平成の大合併、このときには小規模町村では住民サービス、これからの行政の対応ということを考えてなかなか大変だと、そういうことで平成の大合併、相楽の7町村が一つになろうということで、和束町も議会の審議をいただき、そういう方向で議決をいただきましたが、ご案内のとおり合併がなりませんでしたから、この東部3町村の厳しい状況は変わらないわけでありまして、それでは、合併がなければこうした状態の中でどう乗り越えていけるのか、住民サービス、行政をどう確保できるか、そういう観点から連合が生まれたものでありますので、これはいつまでできて、これで完成したから終わりじゃなしに、これは一つの大きな特別な自治体として生まれましたので、これからもこれを充実させていく必要があるんじゃないかと。

今はまだ全部が連合の行政ということにはなっていないわけでありまして、これから当面してくる課題、観光行政一つとっても、そして、この9月から国のほうでデジタル庁が発足いたしました。考えますと、これから横断して一緒にやれるものがたくさんあると思います。

一つは、住民基本台帳のようなものは各町村でやるということが前提のようにありますけども、考えますと、町村構造も町村ごとにコードを設けて、一つのサーバーで住民基本台帳を管理できる、そういうことも可能ではないか。そういうことも含めて、これからのこの小さな3町村の行政サービスを考えたときに、一つ一つやっていくこ

とが、これからはむしろ増やしていく状況にあるんじゃないかと。そして、住民の確保をしていかなきゃならない。福祉行政の中でも3町村でそれぞれ計画を立てていたんですけども、広域行政的に福祉計画も立てております。こういったことの内容充実をさらに高めていくということになれば、この特別自治体が発足したと、こういうことであります。

この一定期間を設けるために特別自治体を設けたと、こういう趣旨ではないです。これからさらに充実させていくためにも、この地域のまちづくりを発展させていくためにも、広域連合の果たす役割はこれから大きいものと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

次に、井上議員の個人的な考えということで質問をいただいておりますが、教育委員会はそろそろ解散する時期に来ているのかと思いますと、こういうことであります。

教育もそうなんですね。いわゆる小さな小学校、子供も少なくなってきたと。そういう中で、本当にそれぞれのいいところも悪いところもお互いに補完し合いながら、そういう中でどういう教育行政をやっていくべきか、こういうことが求められていると。

大きな意味での趣旨としては、連合の方向の設立趣旨とかなうわけなんですけど、一つ一つの小さな町村で教育委員会を設立してやっていくというのは、学校教育等の内容充実の観点からも、そして維持するという観点からも、二つ目面から非常に大変だと、こういうことで、いち早く教育委員会は連合に移りました。

そして、今やっておられるのは、相楽東部ならではの教育、小・中連携、小・小連携、こうした小規模学校のいいところを補完し合いながら、この東部ならではの教育の推進に今、努力をいただいております。

これから社会が大きく変わろうとしているときに、こうした小・小連携、小・中連携、そして相楽東部ならではの教育の充実、これが大事だと思われま。このことが

これから問われるというように思いますので、連合の趣旨と同じことで、これからも特別自治体としての連合の中の教育、こういったものをこれからさらに発展させていくと、こういう立場でありますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

次に、3番でございますが、保育園の給食について、(2)でございますが、学校給食会の役割は既に終了していると思われませんが、町内業者または一般入札に変更されるつもりはないでしょうかについてであります。

平成16年3月に厚生労働省から、保育所における食育に関する指針として方針が出され、乳幼児期から食習慣の定着や発達段階に応じた食に関する取組を進め、心身の健全育成に図ることなどを目的とされてきました。これを受け、和東保育園では、一部食材、ヨーグルト、粉ミルクなどを除き、学校給食会からと町内業者から材料を購入し、園児の給食を作っているわけではありますが、量・質・価格の安定供給のため、学校給食会から材料を購入しております。

その一方で、地産地消の観点から、地元の業者からも一定量の材料を購入いたしまして、保育園での安全で安定的な、安心して食べられる給食を提供しているところがあります。量・質・価格の安定供給の観点からも、学校給食会と町内業者とで併用した購入を考えております。

また、一般入札ではありますが、量や質の確保は重要であることから、現行での購入方法でと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

なお、ほかの質問につきましては、福祉課長より答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上、井上議員からの一般質問の答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうから、井上議員からいただきました一般質問について答弁させていただきます。

最初に、水道料金の大幅値上げについての（２）近隣の市・町・村は現在どれくらいの価格で料金設定しているかについての答弁をさせていただきます。

一般会計の水道の２０立米使用料で比較しますと、次のとおりとなります。

府内の簡易水道事業体で見ますと、笠置町が２，６６９円、南山城村が４，１６０円、伊根町が３，５７５円となっています。料金は府内でもばらつきが大きく、一番高額な自治体では２０ミリ２０立米、７，０００円をオーバーします。また１３ミリが２０ミリで４，０００円オーバーとなっています。

自治体によって口径別の料金設定、また府営水道からの水道水の供給を受けている自治体、近年、平成の大合併などにより簡易水道事業体が上水道と統合するなどといった業態や経営運営方法が異なりますので、一概に比較することが難しいことと、府内にとどまらず全国的に水道料金の改定を検討されている現状にあり、ここ数年では府内で６市町村が改定を行い、具体的な料金改定を模索している段階に入った自治体が５町村があると調査の結果が出ています。

次に、水道委員会は値上げについてどのように受け止められているのか、水道委員会の意見報告を時系列で示してくださいというご質問でございます。

水道委員会につきましては、平成３１年度・令和元年度に３回、令和２年度に１回、令和３年度に２回開催されています。当初は和東町簡易水道の整備の状況、いわゆる和東町簡易水道耐震化統合事業、水源の一元化事業などについて委員各位に説明を行い、水道事業の近未来を想定した事業運営など、和東町簡易水道経営戦略の策定の経緯などについて説明し、今後の委員会にご協議いただく条例改定の概要について説明・協議を行いました。２回目以降は、具体的な改定案を提示、このご協議を繰り返して行っていたところでございます。

簡易水道事業に置かれている現状を理解された上で議論の争点は、いかに住民負担

を軽減し、料金収入が安定するかという点です。そういった議論の結果からまとめられたのが、今回、条例提案をお願いする案件でございます。

次に、過去において最後の値上げについてはいつであったか、また、今回まで価格維持をしてきた理由を示してくださいということでございます。

まず、最初に、過去の条例改定ですが、先ほども町長が述べましたように、昭和51年に簡易水道の料金を統一しております。これは7水源ありましたので、その水源の料金にばらつきがありましたので、統合しております。

昭和57年に条例を改正しまして、平成19年に条例改正を行っております。本議会に条例改正を提案させていただくというのは3回目ということでございます。

昭和57年の改正では、東平田水源の拡張、西部水源の整備が行われた。これらの事業に発行された起債の償還が大きく影響しているものと判断しています。

また、平成19年の条例改正は、平成18年湯船水源・東平田水源・原山水源統合事業の完了後に行われたもので、こちらも統合簡水事業に発行された起債の償還が大きく影響しているものと判断しています。

しかしながら、昭和57年から平成19年の間には、平成元年度に消費税法が施行され、3%の税率が平成9年には5%へ引き上げられましたが、いずれも内税対応とし、経営を行ってきました。消費税の外税につきましては、平成19年度の改正時に外税に改正したものでございます。

最後に、今回までの価格維持をしてきた理由を示してくださいというご質問ですが、和東町における水道料金は年間約8,000万円前後の収入を推移してきました。また、一般会計からの繰入れについても、起債元利償還金の約半分、高料金対策経費の基準内での受入れがあります。こうした財源の下に事業運営ができてきました。さらにここ数年は現年度未納に注力し、職員が一丸となって徴収事務へ取り組み、現年徴収率を99%台を維持しているということです。

滞納額への積込みを減らすとともに、水道の一元化による水道水をつくる経費の削

減なども行ってきました。これらの経営努力により有収水量の減や人口減少などのマイナス要因が微増する中においても、経営維持ができてきたと考えております。

以上、井上議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

おはようございます。

それでは、私のほうから、井上議員の一般質問に答弁させていただきます。

大きい3番、保育園の給食についての（1）給食の食品・食材の総額は幾らで、町内業者、学校給食会の割合はどれくらいですかについてですが、令和2年度の賄材料費として746万7,130円支出させていただいております。このうち町内業者からは379万1,609円、50.8%、学校給食会からは323万591円、43.3%、また町外業者から44万4,930円、6.0%となっております。

旬の野菜などは町内の業者の方から納入いただきまして、冷凍フライなど大量に必要なものなどは学校給食会に、また粉ミルクや離乳食の非常食などは町外の業者から購入させていただいているところでございますので、ご理解よろしくお願いたします。

以上、私から井上議員への一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（岡田泰正君）

6番、井上議員。

○6番（井上武津男君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

2回目の質問に先立ち、まず一言申し上げます。

我々議員は住民の代表であり、行政の運営を監視する立場にあります。今回の水道料金的大幅値上げに関して、両側面を視野に入れ、一方では急な大幅値上げ、また一

方では財政不足の補いが生じないよう心がけなければならないということです。

そこで、一つお聞きしたいのは、過去において会計監査で水道会計の赤字についてどのような見解があって値上げへの提言があったか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

ただいま井上議員からいただきました質問についてお答えさせていただきます。

経営戦略の策定と同時に、いろいろ経営の内容を繰り返し確認をしております。平成28年度からの決算監査意見書等にそのことが明記されています。

平成28年度監査では、使用料の改正については、今後、社会の情勢を注視し、適切な処理をされたいというような形で書かれております。

また、平成29年度につきましては、平成31年度に実施される消費税10%の転嫁に併せ、水道料金の改定を行う必要があるのではないかと。ただ、当時、滞納額も結構ございましたので、これによって滞納が増えることがなきよう徴収に強化を努められることも同時に指摘されております。

また、平成30年度の決算監査報告につきましては、来年度以降の水道使用料の見直しを検討していることから、経営の健全化に努め、過度な住民負担にならないよう適切な料金設定を行うということで、料金改定を行うのであっても適正な額で行っていくべきではないかという意見が出ています。

また、令和元年度につきましては、元利償還金が増加傾向にあり、厳しい経営状態となることが予想されることから、コロナ禍の厳しい状況であるものの、水道料金の見直し検討をしながら経営の健全化に努め、過度な住民負担にならないよう適切な料金設定を行うよう意見が出されております。

令和2年度の報告につきましては、給水人口の減少と併せ、元利償還金が今後も大

幅に増加する見込みがあり、非常に厳しい経営状況となることが予想される。経営改善効率化を進めながら、独立採算の原則に基づき中長期的な財政収支の見通しを踏まえた上で適正な料金の見直しを進める必要があるという具合に平成28年度から決算監査の意見書の中にこういう形で監査委員からも意見がされているものでございます。

○議長（岡田泰正君）

6番、井上議員。

○6番（井上武津男君）

水道委員会の意見報告書並びに会計監査での見解すれば、もっと早く値上げの機会があったはずですが。最後の値上げから今年まで一体何年経っているんでしょうか。この間に水道の施設工事、配管工事は一体何件ありましたか。その時々になぜ理由があったにもかかわらず、なぜ値上げをされなかったのか、これについても少しお聞きしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

平成19年度の値上げ以降、今回までにどういう事象が起こったかということでございます。

統合簡水を行ってきたということが一番の原因でございます。冒頭、町長が答弁しましたように、基本的に、社会情勢だけのことで値上げしていくというのもあるかと思いますが、ここにつきましては、できる限りの経営努力を行いながら進めていくというような方向性を持っております。

ただ、今回の値上げにつきましては、西部水源・木屋水源の統合でございます。これと併せまして、水道水が湯船水源一つに確実にできたと。当初の4,400人の経営規模の中に和東町の全人口が含まれて、それで水道が運営できるということが経営

戦略ストック計画などで確実にされたことから行っております。

ただ、ここについては管路の整備はほぼ行わず、水道施設を統合してしまうということです。それと一元化を進めてきたということでございます。その起債の償還が平成28年度以降、徐々に見え始めた。本格的な事業につきましては、平成27年度からの開始でございますので、その事業が完了しましたこの時期に値上げをご提案させていただいたという状況になっております。

○議長（岡田泰正君）

6番、井上議員。

○6番（井上武津男君）

いろんな理由があるにしても、急な値上げというのはかなりの負担になります。そこで、1家族4人として、現在どれくらいの使用金額で、値上げをした場合、金額はどのように変わってしまうのか、これについてお聞きしたいと思います。

場合によっては現在の倍の金額になる家庭もあるかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、どうぞ。

○建設事業課長（馬場正実君）

ただいまのご質問でございます。和東町の水道の利用実態をご説明させていただきたいと思っております。

和東町の現在の水道の利用実態でございますが、まず、和東町の世帯数が1人世帯が約38%、2人世帯が33%、3人世帯が14%、4人世帯が8%、5人以降の世帯が4とか1とか、そういう数字でございます。この人口で世帯に水道がついている。ただ、これは住基人口が基本でございますので、世帯分離等によつての若干違いはあります。

次に、水道の使用料でございます。水道の使用料につきましては、大体、和東町の

家庭、大人4人当たりで今回の値上げ改正でいろいろな調査をさせていただいております。家全部の水道を使われているという状況で考えますと、大体1人当たり10立米前後ですので、1人世帯ですと10立米、2人世帯ですと20立米、以降、掛ける計算をしていただければと思います。

ということで、今、一番厳しい状況の中であって、10立米でいきますと現在の基本料金1,500円に対しまして1,500円上がると。基本料金を500円改定をさせていただきます。500円改定させていただきますと、5立米から10立米を1立米当たり200円ということになりますので、掛けることの5ということになりますので、1,500円が加算されて3,000円になるということでございます。

ただ、4人世帯ですと40立米使われます。基本料金は、5立米に落ちて1,500円が2,000円、超過料金が35立米で足されますので、9,000円になると。

これで言います改定率でございますけども、10立米周辺が一番厳しく、4人家庭、3人家庭以上になりますと4割前後の値上げが起こりますので、料金にすると、3人・4人家庭ですと2,000円前後の料金に変わるということでございます。

○議長（岡田泰正君）

6番、井上議員。

○6番（井上武津男君）

かなりの値上げになると思います。時々理由があったにもかかわらず、値上げをせず、今回のように大幅値上げは全くもって遺憾に感じます。我々議員も決算時に水道会計が赤字財政であったにもかかわらず、値上げ提言を出さなかったことに対して落ち度はありましたが、それにしても行政側が早めに少額の値上げを履行しなかった責任は大きいです。そして、コロナ禍のこの時期に値上げをすることは本来考えられないことです。逆に値下げを行うことが筋ではないかと私自身も思います。

値上げは低所得者にとってかなりのダメージです。我々議員や職員、町長は、町民からすればさほどこたえないだろうと考えておられる方が多いです。今回でも基本料

金で1回、使用料により2回と分けてできなかったのでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

今のご質問に答弁させていただきます。

その件につきまして、もう一つ資料がございまして、ご説明させていただきます。

使用流量でございまして。

現在、基本料金内の使用流量でおられる方、それから現在の料金で言います10立米以上での使用料金でおられる方がおられるわけでございます。その方々を双方で見ますと、合算しますと約67%の方がこの域におられるということで、基本料金の改定を行わなければならないというところを何とか触らなければならないということが今回の委員会等での意見の中の結果でございます。これは使用流量のほうでも影響してくるわけでございます。

それと併せまして、超過料金のほうにつきましては、使われた方に関して幾ばくかの使用料金をいただくということになりますので、こちらの改定も併せて行わせていただいたということになります。

皆さんに基本料金で応分の同等近い負担をいただく。それから、超過料金において、使った方についての料金をいただくという形で料金の体系がなっておりますので、ここについては同時に触らせていただいたというのが現状でございます。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

私のほうからも、井上議員からいただいたご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

町行政の姿勢のところに触れておられる質問であったかと思っております。水道料金とい

うのは生活に直結する水道で、和東町が水道を維持していくことは非常に大事なことだと。行政の大切なことだと受け止めてきました。

値上げの時期というのは、運営のどこではあまり考えてなかったんですが、いわゆる投資していくときに、先ほど課長も申しあげましたように、統合したとき、そして湯船を一元化したとき、こういったときには起債発行しておりますので、将来、非常に償還が多くなります。本年度は1億円余り返さなきゃならない。令和5年度ぐらいが最高の1億5,000万円です。しかし、西部では水道管が残っておりますので、そういうことを考えていきますと、先ほどの質問で将来値上げはあるのか、そこはやっぱり見極めていかなきゃなりません。この改正の多くは、安全で送っていく施設のところには、さっきの半分はありますが、半分は町のほうで見てますから、それをやっていかなきゃならない。それ以外については努力するところはしていこうやないかということできました。

監査委員の意見もございますように、値上げよりまず最初に滞納を何とかするべきやないかと。徴収にもっと頑張らんとあかんと。そういう意味では、非常に叱咤激励をいただいたわけなんです。それも大事な話でありました。そういうことを含めながらやってきました。

先ほど課長が言いましたように、審議会は水道事業の事業者、住民代表で構成されているわけですね。水源下で1人1人出てきております。その方たちの声も大事にしながらきました。その方たちに施設はちゃんと整備してもらわんといかんと。しかし、将来に負担を残すと大変だと。これをやっぱりきちっと見直していくことも大事だと。しかし、住民の負担にもならないようにと、こういうことでありました。

時には消費税が来たときもありましたが、消費税については、先ほどのように、住民になるべく迷惑をかけんところと思って、内税できました。そういう努力をしてきたんです。

そして、今ありますが、去年度が湯船からの一元化で統一されますから、これが次

の大きな1億5,000万円の償還が令和5年度に控えておりますから、これに向けて一定の負担をしていかなければならない。これをやらないと、バランスが狂いますと有収水量の1立米の原価とか、高料金に関わって私も分からないところがあるんですが、非常に高いときを防ぐためにも高料金対策費を国から頂いておりますが、去年は一般会計からコロナ対策で入れますと1,500万円もらっていた国のやつが飛んでしまった、こういうことで、やっぱりその辺のバランスというのは非常に大事だと思っております。そういうことを避けていくためにもいろんな慎重をいただきながら、昨年度は本当はその時期だったんですが、ご案内のとおり、コロナ禍で延ばしました。ここが非常に厳しい時期だなど。

正直なところ、これまでは消費税もいわゆる還付というのもありました。施設をたくさん造ってききましたので、その還付も使うことができたんですが、それも底を尽きました。ここへ来ますと非常に厳しい状況で、ここはやっぱりお願いしていかなきゃならん、こういうふうに来てきたんです。

それと併せて大きく変わりますのは、先ほど申し上げていますように、基本料という住民が4割からあるんですね。和東町の水道施設の管理はやっていかなきゃならんというところから、基本料の方は4割を超えて5割近くあると、これは大変なところがありますので、一旦はこの体系を見直していかなきゃならん。体系を見直すことプラス1立米当たりの金額の見直し、これをやらせていただいて、令和5年度に迎える年間返還1億5,000万円に当たる対応をさせていただきたいと、こういうように思っているところであります。

今、井上議員が言われるように、本当にそのとおりだと思います。もっと早い時期でいろいろ上げてきたらよかったんですが、やっぱりそこはもっと滞納に力を入れていくべきやないかとか、もっと努力、おかげで今99%。そして、その努力は職員もしてくれました。私が受け止めておりますのは、1軒のみを残して現年度は入れていると聞いております。そういう意味で、99%まで来たんですが、水道会計を壊すと

いうことはできませんので、皆様のご協力をいただいた上で、コロナ禍の大変な時期ではありますが、しかし、この時期を逃すとまた安定供給というところに独立採算からも厳しい状況に置かれます。そして、高料金対策は和束町にとって必要だと思っておりますので、国からの高料金対策を積極的に受けていけるようにやっていきたい。

積極的というんですか、これはやむを得ない話ですが、それも受けて、少なくとも住民に大きな負担をかけない最大限の努力をしていきたいということから、体系も一つ変わらせていただいたと。10から5に変えたというのはそこです。そして、立米当たりを上げさせていただいたと、こういう段階が今回の大きな特徴であろうかというように思っております。

どうか議員の皆様、置かれている水道会計の状況を見てご理解・ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岡田泰正君）

6番、井上議員。

○6番（井上武津男君）

私のこの質問に対して最後になりますけども、もし、この議案が通ったとしても、低所得者への一定期間減額とか、二段階値上げ等の配慮を行うよう補正予算を組んで臨時議会を開くことがあってほしいと思います。これは私の見解です。

次に移ります。

相楽東部連合についてです。

連合の中でも特に教育委員会は異質な感じでなりません。本来、学校教育は地域と密接な関係で運営されるべきであったはずですが。連合を行われた当初、各町村の経済状況は悪く、主にそのことによって連合政策がなされたと解釈しております。しかし、現在は各市町村も全国並みに戻ってきていると思います。これから地方の時代であり、地方における独特な教育がますます必要不可欠となることでしょう。そのためにも各

町村に教育委員会を戻すべきであると私は考えますが、いかがでしょうか。

議会で自分の地域の学校教育について連合を挟んでのみ語れないのはあまりにも不自然で残念でなりません。町長は永続的に連合にすべきであると考えられているのでしょうか。それとも解散するとすればどのような条件がそろったときに解散するかと考えておられるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今、井上議員から大事なことを聞かせていただきました。教育委員会というのはきめ細かく各町村に行き届くということが大事である。そういう意味では、これからも教育委員会の中でもいろいろ議論しながら、また連合という中に参加している者として努力していかなきゃならんと、そういうように受け止めさせていただきました。

教育委員会の連合での教育というのは、まだまだ充実していく努力をしていかなきゃならんと私も思っております。その連合において、もし解散ということになれば、これは町行政そのものもそうなんです、いろいろな形態があります。大きい市町村に委任する業務があるのかどうか分かりませんが、そういうときが出てくるのか。逆に、小さくなってくると見えますので、そこへ戻るといのは大変だと思いますが、しかし、制度上、小さくなり過ぎてどこかに委任するということがあるのかなと思いますが、そういう意味で、この辺は目先で論じることはなかなかできません。

先ほど答弁させていただきましたように、相楽ならではの教育、連合ならではの教育、ここの充実に向けて、教育委員会がさらに一層研さん、努力してもらうように働きかけていきたいと思っておりますので、ただいまいただきました井上議員のご質問の内容の趣旨を十分生かさせていただきます、これからも頑張ってもらいたい。

そういう意味で、私どものそういう考え方にひとつご理解をよろしく願います。

○議長（岡田泰正君）

6番、井上議員。

○6番（井上武津男君）

最後に、保育園の給食について質問させていただきます。

保育園の給食は町税によって賄われています。学校給食会は昭和22年頃だったと思いますけれども、国の施策として、食育のため、当時、戦後間もない時期であったために食品・食材を学校給食に納入できる業者がなかった。そのため、国や府の補助の下、援助の下、公的な機関として設立されたものと解釈しています。70年以上経っています。

現在、食品・食材を扱える業者は幾らでもあります。国や府の税を使って公務員の天下り先となっているこの組織から町税で賄われている給食食材を納入する必要があるのか疑問でなりません。私からすれば税の再分配を図るため、この組織は民営化、または解散すべきであると考えています。

私のような考えにある都道府県、市町村では一般競争入札にどんどん変更されているのが現状です。和東においてもこのようにされることが望ましいと思いますが、町長はこれについてはどのように考えておられますでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今、井上議員が言われますように、学校給食の法令、今、言われた内容であろうと思います。そして、食育も大事だと。そんな中で、量の確保、そして安定価格、そして質、これを守ろうということで京都府学校給食会が設けられております。あるがままじゃなしに、その時代時代の反映というのは議論をしていかなきゃなりませんが、設立の趣旨というのは、量・安定価格・質、この辺で大きく果たしている役割も無視

することはできません。だから、これがずっとこのままじゃなしに、やっぱり議論はしていかなるべきだと。また、多くの広域の中でも議論は出てくるか分かりませんが、これは避けるべきじゃありませんが、繰り返しますが、今の段階では質・量・安定、その面からにおいて学校給食会の必要性があります。

しかし、今、言われるように、地産地消というのは非常に大事な問題もあります。それと、和東町にとっては、和東町の商工会とのそういった問題もあります。できる限り共存しながら進めておりますので、今、井上議員が言われる趣旨も十分頭に入れながら、真摯に受け止めさせていただきながら、こういったシステムの中でどうやっていくか。さらに、子供たちの給食が安全で、そして安定できるような確保をさらに努めてまいりたい。

今、井上議員が言われた質問を十分肝に銘じながらやってまいりたいと思いますので、ご理解よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

6番、井上議員。

○6番（井上武津男君）

ありがとうございます。

ただ、学校給食会というものは、私は本当は必要ないと思っている、そういう考えがあります。というのは、やっぱりこれから先いろんなところで税が再分配されていかなきゃならない、そういう時代に入ってくると思います。人口が減り、なおかつ税の収入が減ってきます。そのためにも今までみたいに、どこにでもこのような天下り先をつくっていくような状態をつくっていくこと自体が私自身は間違いだと思っておりますので、この組織自体が本来は民営化していただきたいと思っております。結局、最終的に学校給食のほうへその税を頂くことによって、より効率的な税の使い方がされるものであると私は考えております。

以上をもって私の質問を終わります。

○議長（岡田泰正君）

以上で、井上武津男議員の質問を終わります。

ただいまから午前11時05分まで休憩します。

休憩（午前10時53分～午前11時05分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

小西 啓議員。

○9番（小西 啓君）

一般質問の通告書で、1. 水道料金値上げの根拠は、2. 水道料金の現年度分の納期到来分と過年度分の滞納総額はどのようになっているか、令和3年8月31日現在のお答えをお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今、小西議員からご質問いただきました内容にお答えさせていただきます。

内容としては非常に簡潔な内容ですが、意味とすれば非常に大事な意味を持っておりますので、質問より時間がかかりますが、お許しをいただきたいというように思います。

最初に、小西議員よりいただきました一般質問の水道料金値上げの根拠について答弁をさせていただきます。

先ほどの井上議員の答弁と重複する点も多くありますが、最大の要因は、和東町簡易水道事業経営の安定化を図り、後世に負担を残すことのなきよう、将来を見据えた経営を行うために、今般、和東町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を提案させていただく予定をしております。

和東町における水道料金徴収の実態はそのほとんどが20立米未満の世帯で、料金

収入として毎年8,000万円前後の収入があります。しかしながら、和東町統合簡易水道事業整備事業1期工事・2期工事に係る起債発行をした償還が約1億円に達し、今後数年間は1億3,000万円、そして、先ほど言いましたように、令和5年度、1億5,000万円ぐらいに達していくのかなど、このように思っております。令和4年度以降4,000万円前後の資金が枯渇することが想定されまして、今後は最大限の経営努力と将来展望に繰り返し行いたいと思っております。

負担を後世に残すことのなきよう経営努力に努めることを主眼に、公営企業法に基づく独立採算制を維持できるよう努めてまいりたいと考えており、和東町簡易水道事業条例の一部を改正する条例を提案させていただきたいと、こういうことでございます。

次に、二つ目でございます。水道料金の現年度分の納期到来分と過年度分の滞納繰越額はどのようになっているか、令和3年8月31日現在についてという質問にお答えをさせていただきます。

担当建設事業課から報告を受けています額については、現年度分の納期到来の未納額につきましては30万6,118円、令和2年度決算での過年度分滞納額は1,195万6,750円となっています。担当課では、現年度の積み残しを出さないよう、滞納者に指導を行いながらの徴収事務を行い、過年度滞納者には計画的に滞納分の納付を行っていただいております。令和2年度は1名を残し現年度分の納付を6月末まで行っていただけたと報告を受けています。

以上、小西議員からいただいた一般質問の答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

9番、小西議員。

○9番（小西 啓君）

町長、1番目の水道料金値上げの根拠、話がちょっと薄いですわね。説明になって

ないですわ。三つ、四つ要因が何かあるでしょう。ただ1点だけ、後世に負担を残さないとか、それだけでしょう。それ1点でやるんですか。おかしいんじゃないですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

私、井上議員にお答えした質問と重複するということでお答えしたつもりなんです。再度申し上げます。

やはり水道料金というのは二つの形態を持ってやっております。水道事業を運営していく日常やっている事業、安定給水という面、もう一つは、安定給水を図るための施設整備というこの2点を持っております。

運営というところでは、さっきのように8,000万円入ってきて8,000万円にいける根拠があるんですが、しかし、施設整備をしていくときに償還が発生してきます。それは会計独立の原則からいったら、それがずっとできなかつたら赤字として残っていくわけなんですね。それが一つは全て一般会計へ入れたら、起債額の半額は考えた約束の中での法定内でやっているわけなんです。何でもやっていくということになれば、和東町の会計の場合は高料金対策費を国から頂いております。こういうことも絡めながら考えていきますと、やっぱり独立採算制というのが非常に大事なことになってきますから、この償還額が大きく影響してきますから、まず1回の統合をしたときには原山、そして東部ですね、それと中部をやったときがありますね。統合で大体償還額が発生したときに改正をしております。あとはなるべくしないということできたんですが、そこはやっていかないと会計がもたないと。

今回の場合には、予定で西部まで入れるのは計画に基づいていますから、令和2年度に完成したんですね。そのときに値上げをしていかないと、この1億3,000万円、1億4,000万円、令和5年度でいったら1億4～5,000万円になってきま

すから、こののところに対応しきれない。だから、ここは限度いっぱい、先ほど言いましたように、令和2年で水道の事業者で水道の住民の代表の皆様、また小西議員もしていただいた監査委員からもいろんなご指摘をいただきましたけども、そういう中でいろんな審議をしていただきました。

そういうことで、今回はこの時期にやらないといかんということで、コロナ禍で去年はさすがにできる時期でないということで、ギリギリの年度の今年度でご無理をお願いすると、こういうことでもあります。

さっきも言いましたように、住民に安定して給水をしていこうという中では、ランニングコストと施設投資に十分金をかけてきたことによる応分の負担をお願いするというのが根拠になっております。時期は、その時期に投資して完成時期と、このように理解しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

9番、小西議員。

○9番（小西 啓君）

町長、これだけ一般質問で皆さんが水道料金の値上げのことで質問されますので、重なって答弁してもらっても結構ですから、各自それぞれの思いでまた言わせていただきますから。

そしたら、町長、20年間、21年目になりますけどね、施設を造られたのね、湯船の一元化にするために水道施設を造られましたよね。あのときにね、1億5,000万円返していかないと駄目だとか何とかいうのは分かっていたはずですよ。それで、管を入れ替えたりしているんですから、そのときも分かっているはずですよ。そしたら、そのときになぜ値上げさせてくださいってやらなかったんですか。

チャンスは何回もあったでしょう。今まで3回ぐらいあったんじゃないですか。それが急にポーンと来るでしょう。10立米を5立米にしたら倍になるということが小学生の高学年でも分かるでしょう。今、2,000円使っておられるんですから4,0

00円になるでしょう。

課長は井上議員のときに数字を並べてましたけれど、倍になりますと言わなかったでしょう。2,000円使っておられる方は4,000円になります。3,000円使っておられる方は6,000円になりますってはっきり言わないと駄目でしょう。こんなもん誰が見て分かるでしょう。10立米を5立米にして上げたら、小学生の高学年でも分かりますよ。

この数字が悪いとか言っているんじゃないですよ。それでも町長、町民の方に値上げさせていただくときがあったのにそれをしなかったでしょう。それは、あえて積極的な行動を取らなかったということです。町長も法学部を出ているんですからイコールの言葉は分かるでしょう。上げさせていただくときにも積極的に行動を取らなかったんだから、そのときに上げていたら急に倍になるようなことはなかったですよ。いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

適当な上げる時期という捉え方が何回かあるという小西議員の考えですけど、先ほど答弁させていただきましたように、一番最初、全部独立しているときには、基本料1,000円というときは統一させていただきました。そして、ご案内のとおり、大きい投資というのは今のところ2回あります。2回目は中部と湯船とか、こっちのほうでやったときの水源の統合です。西部のときにこれは時期だと思って、そのときは値上げいたしました。その後が湯船に入ってやったのが2回目。だから、根拠として捉え方が、小西議員は、計画したときとか細かくするべきと、ちょっと私分からないんですけども、私は今、申し上げたように、投資して完成して、水道サービスを行った時点の年度で上げてきているんですね。今度は3回目に当たります。西部を入れて、木屋区が入ります。この統合のときに一緒にするというのが今の3回目なんです。

3 回目は 1 年間遅れました。これはご案内のとおり、コロナ禍であったということで遅れたというようにご理解いただきたいと思います。これが私が理解しているところなんです。

それまでの努力というのは、小西議員も議会でもよく言われておりましたように、簡単に値上げということやなしに、まずは経営努力していくべきという声のほうが多かったと思います。そのために私どもはそれを真摯に受け止めて、先ほど井上議員にも申しあげましたように、今年度は 1 名の方が現年度滞納しているんですが、それ以外が 99.何ぼになりますね、それと併せて、ほかの滞納を持っておられる方も現年度はきちっと入れて、そして滞納分については約束をしていただいたと、一生懸命頑張っていたいております。そういうことをやっていただいて今あるわけですから、そちらに十分力を入れさせていただきました。これだけ住民の皆さんに一生懸命頑張っていたということでもありますので、あとは行政が応えていかないといかんのかなと、こんな思いがありました。

しかし、改正時期のときには、これからこれだけ大きくなりますと、和東町で基本料金内で納めておられる方が半分近くあります。私ちょっと数字は定かではないですが、40%を超えていることは事実です。これが今、基本料だけです。これではさっきの施設の経営、ランニングコストというのは非常に合わなくなってくるので、それなりに皆さんにも安定した給水をつくっていかうとなると、この40%からあるところを半分にしてきたということです。この体系を今回変えさせていただいた。あとは平均的に1立米当たりどれだけ最小限值上げしていかうかと、こういうことになろうかと思えます。

繰り返しますけども、私はそういう考えの下でやっておりますので、やるべきときにやってないという、そういう理解はしていなかったです。その辺のところをもっと議論ができておれば、私ももっとこの辺を考えておればそういう考えに立っていたか分かりませんが、正直なところ、今、申しあげたような考えに立って進めてきたもの

ですので、なかなかそういうことでなかったです。

だから、小西議員が言われるように、これは反省すべきところがあるんですけども、しかし、今、私の申し上げた内容というのは、自分なりに納得した考えでもってやっているということでもありますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

9番、小西議員。

○9番（小西 啓君）

私は町長にも一度申し上げたことがあるんですけど、和東町の水道料金は非常に低く抑えておられますよねと。一遍に上げたらその反動が絶対来るから、やはり上げさせていただくときには上げさせていただいて、上げるパーセンテージを低く抑えて上げて、そしてまた何年か置いて、それからまた上げさせていただけと。それでご理解を得られるようにしないと、今みたいにこういうような倍になるようなことでは町民の方は絶対に納得されませんよ。

それで、平成29年12月定例会に私が一般質問したときに馬場課長は、約25%ぐらい値上げさせていただきますとこの議場で言うておられるんですよ。25%ぐらいじゃないでしょう。25%ぐらいだったら、今、言ったように、上げるときのチャンスがあったときに上げさせてもらっていたらよかったですよ。そしてまた、今度25%か20%か少し上げさせてもらったら今の金額に近づいているんですよ。

うちの水道料金は非常に安いですよ。安く抑えられて企業努力されてやっておられるのは非常に高く評価しますよ。それでも上げさせてもらうときの時期を見失って、私、コロナやから、こんなこと違うわ、あかんわというの違いますよ。

コロナのせいにはしませんけど、本当に世間的には、またコロナの困っているときに水道料金上げて、全国の市町村区の値上げのやっているようなところがあるかないか調べてくださいよ。そしたら、皆さん上げたくてもずっと我慢されてますよ。その辺のところをよく考えないで、今、どーんとこんなことしてね、これで起立されて通

るような議員さんね、1年と4か月したら選挙でしょう。当選してこの場へ皆さんいらっしゃるんですかね。そこを問いたいと思いますけどね、町長、みんなのことをもう少し考えてね、やはりこんなことやらないと。自分だけが、これは上げんなあかんなどと思ってやってたら、前に上げるチャンスあったと思うんですよ。なぜだったんですか。それをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今、小西議員のご質問をいただいて、水道料金についてのご理解はいただいております。そして、やっぱりチャンスを逃さんとやっつくべきだったと、こういう趣旨であったと思います。

確かに、今、申されますように、今回の中のチャンスがあったということで、先ほども答弁をさせていただきましたように、皆さんもご案内のとおり、水道委員会というのはそれぞれの水道事業を受けて、住民の代表の方が入っていただいて議論していただいております。そのときから慎重にどうあるべきかということを中心に計画と合わせて意見を交わしていただいております。

そして、先ほど課長からも答弁がありましたように、平成29年度の3回、平成30年度は2回、何回かごとに答弁をいただいておりますが、慎重に討議をいただきました。最終、住民の代表の皆さんから声をいただいたのが今回提案する内容の答申をいただいております。そして、その内容を受けて議会としても十分議論していきたいということで、議会の中でも説明をさせていただいたり、また、委員会でも今度させていただくと。これは条例についての説明だと思っておりますが、させていただくということでやっております。

そういう意味で、これについては小西議員が心配していただいておりますように、非

常に慎重に住民の人の声を聞きながらその内容で進めていこうと、こういうことをしてきました。

今、小西議員が非常に心配されている選挙のこともあったんですけども、それを含めながら、我々は住民の声を大事にしてやっていこうという立場に立ったのは、そして皆さん方からご納得いただける、そういう立場でやらなきゃならんということで、住民との審議が平成29年からスタートしていますから、4年間の審議を続けていただいて、そして、今回答申をいただいたと、こういうことでありますので、どうかひとつご理解のほうをよろしくお願いします。

○議長（岡田泰正君）

9番、小西議員。

○9番（小西 啓君）

水道委員会で審議したって言うておられまして、井上議員のときにも言うておられて、3回、2回、1回、全部で6回審議されたということですよ。審議されて、そしてそれで答申を受けられたと。

最後、私、ちょっと聞いてみたら、委員長一任で答申を上げておられたらしいですね。水道委員の方は自分の反対賛成とか、いろんな意見言われなくて、委員長一任で答申を上げておられたんですか。それもちょっと無責任じゃないですか。そういうときなぜ委員長一任の答申では駄目だということを言わなかったんですか。

私のところから出ていってる水道委員の方に私はお聞きしたんですけどね、その方は3回ぐらいしか水道の値上げの件で話は出てませんでしたと言うておられますけどね、そんな水道委員会のことは横に置いておいてもいいですけども、もう少し誠意を尽くしてそして話をするなり、いろいろなことをするなり、議会ででも何回ぐらい産業委員会の方にやりましたか、さらさらっと流れただけでしょう。

そして今度どうするか知らないですけど、全員協議会を持たれて、全員協議会のところで議員の皆さんにまた説明されるんですか。値上げの議案が上がってきたと

きに議員は必ず聞くでしょう。一般質問で4人か5人聞くんですから、何も全員協議会で説明することはないんじゃないですか。私はそういうように思いますよ。堂々とここでやればいいんですよ。それが筋ですよ。道ですよ。

それとも本当に上げないともたないということで、そんなこと前から分かっていたんですから、また話が戻りますけれど。それをしなかったんだから、積極的な行動を取らなかった。それでなぜですかっていうことを聞いているんですよ。

あまりしつこく聞かないですけど、こんなこと何回言ってもこの問題で言ってることばかりですよ。もう一度、町長、説明してください。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

なぜ上げなきゃならないかというのは、これは小西議員にも説明させてもらって省きますけども、先ほど委員会の話がちょっと出ました。確かに委員会で内容まで一任というと、私がそれにもし気づいたらそれはおかしいと、私も小西議員と同じ立場です。ただ、もし、それが一任されているんだったら、細かい手法とか答申の内容、答申の文書作成、そういったところの一任ではないかなと。内容の審議まで一任だというと、何だっとなってきて、私も小西議員と同じ考えになりますが、私はそういうふうには理解しておりません。その一任というのは、その手法とか、そういう細かいところを一任されてきているんだらうと、このように理解しております。

それと、二つ目の質問ですが、小西議員の言葉を使ったら、全員協議会にかけてやらなくていいでしょうと。それは私が答えられる範囲じゃありませんので、議会でご審議いただく内容でありますので、それは議会で決められた内容に私は従っていくと、こういうことでもあります。

しかし、今、小西議員から質問いただきまして感じましたことは、やはり小西議員の質問の趣旨というのは、値上げは時期が来たときにやっておかないといけない。何

で今になった。その責任は町長どやねんと、こういうことだと思いますが、その辺の考え方にも相違があったと思いますが、確かに、独立採算制から水道事業を安定するためにも、そういう勇断も持ってやるのが大事だとお聞きをさせていただいて、非常に勇気づけられました。これは本当にそういう趣旨で理解していただいていることを感謝を申し上げつつ、答弁とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（岡田泰正君）

9番、小西議員。

○9番（小西 啓君）

嫌味を言っていただいてありがとうございます。これ以上、水道の値上げの問題のことでやっても同じことの堂々巡りになりますので、このぐらいにしておきますけれど、議案を出される出されないかもう一度よく考えられたほうがいいんじゃないですか。

上げるときのチャンスを逃しておいて、今、上げるというのはおかしいと思いますし、そしてまた、数字の手直しをさせてもらって、これで一回やらせていただいて、皆さん、ご理解をお願いいたしますと言って、一回回転して、また元に戻って、一から仕切り直してされるのもまた一つの考え方だと思います。

次に、水道料金の滞納の問題でお聞きいたします。

私、今まで滞納問題は、平成29年、令和元年の6月定例会でも一般質問をさせていただきましたけれど、滞納問題が起こるといことは本当に困窮されている方がいらっしゃるんです。その方々のご意見をお聞きし、いろんな道があると思うんです。それをされたかされてないか聞かせてください。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、答弁させていただきます。

今、小西議員が言われるとおりです。いわゆる滞納問題は大事です。小西議員も滞納を少なくしていけというか、金額を減らせやなしに、今、言われたように、やっぱり努力したか。そのときに住民の中にはそれを受けて、今、現実にやっておりますのは、滞納されている方と顔を合わせて、十分相談させていただいて、そして、その方ができる範囲の可能な範囲をお話をさせていただいて、そして町とその方と話をしたものをきちっと決めてそれを履行していただく。そういう意味では、滞納者も一生懸命頑張っておこなっております。

そういう意味で、今、小西議員が言われるように、何でもかんでも滞納額を減らすということやなしに、住民それぞれの立場がありますので、誠意を持ってお互いに対応して解消していくというのが大事だろうと思っております。そのためにも覚書を結んでやっております。

ただ、覚書を結んでやっておりますが、次に出るのは、その覚書が理由もはっきりせずして、また滞納が起こったと。そのときには、まず給水停止の予告をさせていただいて、そして話をさせていただく。その予告の内容によって、その内容そのものが理由にならないというときには、これは小西議員も日頃から言っておられたように、給水停止処分も条例上あり得るわけですから、厳しくこれを行使する。

行使するには、小西議員が心配されておりますように、足どり、経過をきっちりしていきたい。これは住民に寄り添って考えていきたい。これは小西議員が言っておられるとおりだと思いますので、これからも肝に銘じて当たっていきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

9番、小西議員。

○9番（小西 啓君）

平成29年の一般質問のときにも、町長は先頭に立って、滞納問題は一生懸命解決

していくと言っておられました。そしてまた、国とか自治体というのは税金というもので成り立つと。地方税、そして国においては国税、そういったもので成り立っているんだということです。やはり納めていかなければ成り立たないということです。水道料金も納めていただかなければ、たまる一方で、やはりだんだんだんだん赤字経営の体質になっていくということなんです。

先ほども言いましたように、それでも本当に困っておられる方はたくさんいらっしゃるんですよ。その方々には手を差し伸べて、いろんなところに導いていくのが行政の仕事ですよ。今度、倍になるようなことをやったらもう一つ払えなくなるじゃないですか。現年度分が99.何ぼと一生懸命言っておられますけれど、そんな数字になるわけじゃないじゃないですか。誰が見てもそうなるでしょう。質問したときは水道料金の滞納額が大体1,500万円ぐらいだったんですよ。今、滞納額は1,900何ぼでしょう。4年近くで300万円ほど減っただけじゃないですか。

それは一生懸命努力されているんでしょう。私、努力されている方、知ってますよ。名前を覚えてますよ。言えないだけです。よくやってくれてましたよ。そのことを言っているんですよ。町長も真剣になって管理職会議で言っておられるんでしょう。そしたらもう少し何とかなるんじゃないですか。そやなかったら、これだけ倍になる金額は払い切れない方がたくさん出てこられるということなんですよ。やはり徐々に上げていくんでしたら納得もしていただけて、そして滞納も少なくなって、今みたいに99%ぐらいの収納率になるかも分からないでしょう。現年度分で30何万円滞納が残っていったら10年間で300万円ですよ。また元に戻るでしょう。一向に減らない。

滞納される方は何か理由があるんですよ。温かい手を差し伸べて考えていかないと、それが無いからこんな状態になるんですよ。それを置いておいて、1億5,000万円を返せなくなりますから値上げさせてもらいますわと。1億5,000万円の元をつくったのは、施設を造ったりいろんなことをやったからでしょう。そのときになぜ

少しでも上げさせてくださいということと言わなかったかということなんですよ。そしたらこんな大幅な値上げにならないと思うんですよ。どうですか、町長。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

平成29年の議会での小西議員からの一般質問の内容は、公共料金であったかなど思っています。それと併せて、印象にあるのは、監査委員を通じて公共料金の滞納というのはやっていかんとあかと頭に入っているわけですから、その当時からそれは真摯に受け止めて、公平性の原則もありますので、その努力をしていかなきゃならんという立場でやってきました。

金額の多い少ないは別で、その結果を受けて、これは歴代の会計監査委員も言っておられることですから、先ほども答弁させていただいたように、1名の方が現年度で滞納されていて、あとは全部納められていると私は報告を聞いております。

もう一つは、滞納されている方も現年度は入れていただいて、そして滞納については相談を申し上げて、そして払える範囲で納めていただいている、こういうことですので、さっきの話ですぐ解消したかというのは、解消はしてません。しかし、住民に寄り添って、払える範囲内で払っていただきましょうということで覚書を結んでやっていると、こういうことですので、さっきの話のように多い少ないじゃなしに寄り添ってやっているか、小西議員も言っておられるとおりでと思います。それは大事にしていきたいと思います。ただ、現年度は減ってきている。過年度も減らしつつやっていると、こういうことでもあります。それが私の考えです。

小西議員が言われる、そういう滞納が残って余計苦しむから今回の値上げはやめておくということになって、会計そのものが不安定化する。私はむしろ違うんです。改正すべきときは改正して、納めている住民側に立ち寄って、そして可能な限り努力はしていただく。苦しい方にも寄り添って対応していかなきゃならない。ただ、それを

主にしてしまっ全部無にしてしまうというのは、経営感覚からいったら問題だろうと思います。

簡易水道全体会計を見た上に立って、そしてSDGsじゃないですけども、落ちこぼれのないようにこれからしていくというのが大事だと思いますので、そういう対応をしていきたいと思う。

納められない方に寄り添って相談もしていきたい。そして、納めていく。これを抜きにはいきません。それができないから今回やめますと、これはないです。改正はきちっとして、寄り添うところは寄り添っていく。そして、住民一人も取り残さない、そういう姿勢で臨んでいくのが行政の在り方だと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

9番、小西議員。

○9番（小西 啓君）

町長、私、全部がゼロにしてチャラにしろと言っているんじゃないかと、数字の見直しとか、いろんなことをやってきて考えたらいんじゃないかということを行っているんですよ。

さっきも言ったでしょう。和東町は水道料金が非常に低く抑えられておられますと、いろんなことを言っているんですから、町長は今度で21年目になりますけども、やられてて、本当に和東町が財政が苦しいときに、破産寸前のときに立て直されたでしょう。その手腕があるんでしょう。私はそういうところは評価していますよ。でも、これは全然評価できないですよ、あつたチャンスを逃しているんですから。それでいて今、見直しはできない。そして、やりますと言ってる。まちに出て町民の皆さんに一回聞いてみたらどうですか。ローソンの前にでも言って聞かれましたらどうですか。「そんなん上げんのあかんで」、「パンクするのやったらあかんで」、「1億5,000万円も返していかならんのに払えへんかったらあかんわ、上げていいわ」とい

うたくさんの声が聞こえたら教えてくださいよ。アンケートを取らんと、二、三日あそこで直の耳で聞かれたらどうですか。ここで私たちの意見だけ聞いてなくて、そういう方法もあるんですよ。どうです。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今、値上げは必要だけでも、もう少し金額そのものを検討する余地があるのと違うかと、こういうように受け取らせていただきました。私もこの金額を決めるためには今まで以上に慎重にしました。

繰り返します。平成29年度からいろいろ諮問をかけて、そして今日まで4年間議論していただきました。そういう結果で成り立って結論が出て、また答申もいただいた内容であります。私はそれを真摯に受け止めて、今がチャンスとして出させていただきました。

それと、今、言われるように、私が住民1人1人の声を聞いてやる場合も大事ですし、遠目と近目で考えていかなきゃならないと思います。やっぱりこの制度上、大事なことは、安定さす責任は町長にも任されているわけですから、そういうための信託も受けているわけですから、その責任も果たさなきゃならない。だから、目先の中で揺れ動いて会計が駄目になったというのも大きな責任に思いますが、ここは審議会等で住民の声を聞きながら、また、いろんな人の声を聞くことも大事ですけども、今回は説明会を持ってやったらよかったんですけども、なかなか状況の中で持てなかったことは反省していますが、しかし、これは大きい判断に立って対応していくべき町長の責務の範疇の中にあるものだとして理解して、これは失礼な言い方になるかも分かりませんが、それほど大きい判断をさせていただきました。その辺のご理解をよろしく願いたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

9 番、小西議員。

○9 番（小西 啓君）

この問題で質問をしていても堂々巡りになりますから、それでも町長、在任中でえらいことやりおったやないか。今までいい町長や、なかなかの名町長と言われていたやつが一遍にこれで駄目になるかも分かりませんし、後世が判断してくれると思います。私、期待しております。

以上で終わります。

○議長（岡田泰正君）

小西 啓議員の質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午後 1 時 3 0 分まで休憩いたします。

休憩（午前 1 1 時 4 3 分～午後 1 時 3 0 分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

村山一彦議員。

○4 番（村山一彦君）

議長の許可を得ましたので、通告に基づき一般質問を行います。

まず、通学路の再点検についてお尋ねします。

本年 6 月に千葉県八街市において下校中の児童の列にトラックが突っ込み、5 人が死傷するという痛ましい事故が発生しました。この事故は他人事とは思えません。ここでお尋ねします。

本町は危険箇所の把握はできていますか、答弁願います。それについて対処案はどうお考えですか。

次に、和東保育園前の町道、停止線を引けませんか。町道が交わっていて危険を感じます。そして、杣田地区内の道路、抜け道にもなっていてスピードを上げる車も見受けられる。危険を感じるが、町のお考えは。答弁願います。

次に、水道料金値上げについてお聞きします。

他の質問者と重複しますと思いますがよろしく答弁願います。

まず、値上げの理由をお聞きします。住民の方にとって最大の関心事項でもありますので、丁寧な説明をお願いいたします。そして、値上げの条件として滞納者ゼロにすべき、これは住民の偽らない意見です。過年度分の滞納者からいかにして回収するのか、答弁願います。そして、基本料金内の使用者が7割程度おられると聞いてますが、実態でしょうか、答弁願います。

最後に、コロナワクチン接種についてお聞きします。

6月より和束町でもワクチン接種が開始されました。現時点で接種率はどのくらいでしょうか。①65歳以上、②65歳未満、答弁願います。

そして、当日体調不良などで受けられなかった人、接種をためらっておられる人についてはどう対応するつもりでしょうか。もし、ワクチンが余った場合の処理はどうされるんですか。そして、3回目の接種についてはどうお考えか、答弁をお願いします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま村山議員からいただきました一般質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

一つ目の通学路の再点検について、各地の危険箇所の把握はできているのかについて答弁をさせていただきます。

通学路の危険箇所・改善要望箇所等については、毎年度、連合教育委員会、保護者代表、京都府山城南土木事務所、京都府警木津警察署、和束町役場総務課・建設事業課など、関係者で点検業務を行っております。危険箇所等を確認するとともに、対応

策を協議しているのが実情であります。

今年度の一例を申し上げますと、府道木津信楽線、和東中学校下の芳煎橋の点滅信号機の赤信号停止時間を約10秒間長く設定させていただきました。ほかにも横断歩道や停止線を引き換え、通学路看板の設置など対応をしているところでもあります。

本年6月には千葉県で通学路となっている道路で児童が巻き込まれるという痛ましい事故が発生するなどしておりました。本町といたしましても交通弱者を守るため関係機関と情報交換を密にし、日々の業務に当たりたいと考えています。

次に、2の水道料金値上げについてであります。

(1) 値上げの理由はについて答弁させていただきます。

これにつきましては朝からも答弁させていただきましたとおり、最大の要因は、和東町簡易水道事業経営の安定化を図り、後世に負担を残すことのなきよう、将来を見据えた経営を行うため、今般、和東町の簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を改正するものであります。

水道料金の改定の経緯を説明させていただきますと、要因は、施設改修などによりかかった経費のうち使用者に応分のご負担をお願いするものであります。

前回の中央浄水場整備、そして昨年度完了しました和東町簡易水道一元化整備事業等で発行しました事業債の償還が現在の償還額約1億円に対し数年後のピーク時には約1億5,000万円に達することから、簡易水道自体の経営の安定化を図るため、今般、料金改定のご提案をさせていただくこととなったところであり、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、(2) ですが、滞納者をゼロにすべきというご質問についてであります。平成26年度には過年度分の滞納者を一旦整理をさせていただき、平成28年度から現年の積み残しなきよう滞納を整理してきました。ここ数年は収納率も99%台を推移、過年度滞納についても地道ではありますが、朝からも答弁させていただいております。徴収を進めているところでもあります。

諸般の事情などもあり、滞納者ゼロという結果にはいまだ至ってはいませんが、職員一丸となって今後も徴収努力を尽くしてまいりたいと、このように考えています。

次に、3. コロナワクチン接種についてお答えをさせていただきます。

今、国主導で進められています新型コロナワクチン接種であります。令和3年2月17日から令和4年2月末日までを接種期間として、全国の自治体などで行われています。和東町におきましても、医療従事者等の一部の方を除き、5月24日から和東B&G海洋センターにおいて、高齢者の集団によるワクチン接種を開始いたしました。8月には64歳以下の方の集団接種を始めさせていただき、8月29日に終了し、ワクチンの供給不足が懸念されましたが、和東町は当初の接種日程どおり終了することができました。

まだ、未接種の方などへの今後の対応については担当課で検討中ではありますが、一日でも早くこの新型コロナウイルス感染症が終息することを願うばかりであります。

ほかの質問につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

以上、村山議員からいただいた一般質問の答弁とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、村山議員からいただきました一般質問のうち私のほうからは、（2）和東保育園前の町道、停止線を引けないか、（3）杣田内の道路、危険と思うが町の考えはについてまず答弁させていただきます。

町道門前線と町道中西手線の交差点ですが、一旦停止に係る停止線は道路交通法上の規制線となりますので、道路管理者として停止線を引くことはできません。

ただ、公安委員会にも相談を持ちかけましたが、現状の交差点の交差角の改善や交

通量等を勘案した上で協議という回答を得ています。ということは、交差点改良を行わないと停止線を引くにくいということと、現状の交通量がどれだけあるかということになると思います。

しかしながら、交通安全という見地から、カーブミラーの設置や今後ガードパイプ等で通行の規制をすることを検討しています。両路線を通行する車両に対して注意喚起を促す対応により、交通安全道路管理者として出来得る対応を検討し実施できればと考えております。

次に、(3) 柚田内の道路、危険と思うが町の考えはについてですが、特に、柚田公民館付近の道路幅員が狭いにもかかわらず見通しがよいので、車両スピードが上がるため、京都府に要望し1.5車線拡幅改良を行っていただいた経過があります。

今後、宇治木屋線の犬打峠トンネルの開通も見据えた上で、道路幅員の改良等も含めながら宇治木屋線の木屋峠の改良を検討し、京都府と協議を重ねながら要望を続けたいと思っておりますので、ご理解いただきますようによろしくお願いいたします。

次に、水道料金の改定の(3)基本料金のみが7割程度と聞くが、実態なのかについて答弁させていただきます。

基本料金のみが世帯の割合は全体の41%になっています。10立米から20立米の割合が25%となり、合計で66%を占めるというのが現状です。

参考までに5立米単位で申し上げますと、ゼロから5立米の世帯が25%、6立米から10立米の世帯が16%、11立米から15立米の世帯が13%、16立米から20立米の世帯が13%、それ以降については5立米単位ごとに言いますと、ほぼ数%といった状態となっております。

以上、村山議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私から、村山議員の一般質問にお答えさせていただきます。

大きい3番、コロナワクチン接種についての(1)接種率ですが、VRSという直接国のほうに報告に行くシステムでございますが、そのシステム値で、65歳以上につきましては現在88.1%、64歳以下につきましては68.5%でございます。この数字は町外で接種された人のうち一部しか導入されていない数字でございますので、9月7日での速報値となっております。

次に、(2)受けられなかった人へは、8月24日に接種予約されなかった方にアンケートを送らせていただきました。その集計結果を元に改めて接種の案内をさせていただき予定をしております。

次に、(3)余ったワクチンの処理についてですが、ワクチンの消費期限のこともありますので、京都府と協議・連絡した上で、近隣市町村等で利用してもらうことになっております。

次の(4)3回目の接種についてですが、全国的にまだ2回接種が終了していない状況であります。10月から11月に医療従事者、年明けには高齢者の3回目の接種を国が計画しているようですが、正式な国の計画はまだ和東町のほうには入っておりませんので、正式な計画が入って、またワクチンの配分計画等が和東町に来次第、和東町の接種計画を作成する予定でございますので、ご理解よろしくお願いたします。

以上、私から村山議員への一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山一彦議員。

○4番（村山一彦君）

どうもありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

通学路の再点検についてということで、先だって7月の初めぐらいでしたか、議長

のお供で木津署交通課のほうへ訪問させていただきました。そこで要望事項として、先ほど言ったように保育園前の停止線を引けないのか、そしてもう1点は、中学校を下りてきた橋の信号ですね、あれの停止線をもっと後ろにならないかと。実際、停止線の前まで行ったら信号が見えませんが、その辺は木津署の方もつかんでおられまして、早速、停止線の引き直し、後ろのほうに引き直しをするということをお願いいたしました。

和東保育園前の町道ですね、交通課の中島警部、そして杉嶋警部補のお二人にお会いさせていただきました。個人的には前の府道のほうが優先道路だと思ってまして、門前から出てきたらあそこに引けないかということを知りましたら、道路幅があまり変わらないので、優先道路はどちらとも言えないということでした。

先ほど馬場課長の話にありましたように、停止線は木津署では引けないと。しかしながら、停止誘導線というものは市町村で引くことができます。それはどういうものか私は分かりませんが、一応、そういう答弁をいただきました。だから、課長、その辺のほうを一回検討いただいて、停止線を引けないかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

今、村山議員がおっしゃられたとおりでございます。私、先ほど説明させていただきましたように、ガードパイプというのはその分類に当たると思っております。車の交差点の鋭角、要するに、交差点は真っすぐ直角に当てろというのが道路構造令上でございます。あそこは鋭角になっておりますので、オレンジとか黄色の50センチから1メートル前後のポールを道路上につけて、今、言われているように旧府道、中西井手線の町道なんですけども、この町道に向かって入る車の入り方を若干抑えたいな

というような考え方を道路管理者として持っています。これを早期に行うということで、今、部材の準備に入っていますので、これをつけることによって保育園側から来る車、いわゆる門前線側から来る車のスピードをできるだけ抑えられないかというようなことで、優先道路につきましては両方とも町道で道路幅員が一緒ですので、これはどうしようもないということも含めまして、そういう形に変えたいというように考えておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

それと、先ほど町長の答弁にもありましたように、危険箇所の把握というものは、教育委員会、保護者、警察、そして行政のほうということで毎年検討はされているということなんですが、その辺に対して、毎年どうするかというような方法は出しておられるのかどうか、ただ、見てここは「危険やな」「危険やな」、ペケペケペケと、そういう形で終わってるのか、要するに、前向きに改善するというようなことがあるのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、ご答弁させていただきます。

本年度につきましては4月に行いまして、実のところ言いますと、9月28日の現地調査をもう一度行います。

先ほど町長のほうが答弁しましたように、危険な場合の対応でございます。基本的に道路幅員をすぐに広げるとか、歩道を造ることはなかなかできませんので、注意看板の設置とか、それから停止線の引き換えとかに注視することが多いです。一昨年ですと、小学校ロータリー下の横断歩道の描き換え、本年度については祝橋の工事もご

ざいまして、芳煎橋のところの信号が12秒の赤信号でした。これを19秒まで引き延ばして約10秒延ばしてもらって、そのときに停止線に止まった車が信号機が見えないということがありましたので、停止線を若干後ろに下げることができないかという検討に入ってます。それを公安委員会のほうで引くというような、個々の場所によって対応をできることは早急に、できないところについては注意看板、これは町が付けるか、もしくは学校側がつけるかということで、順次、通学路という看板の設置を行っております。

今年については、先ほども言いましたが、祝橋の関係で中の子供たちが出てくる消防署の横のところに通学路の看板を付けたりしております。

あと、昨年ですと、門前地内に小学校のほうが付けたという事例は何か所かありまして、できることの範囲で早急にできるもの、それから計画的に行わなければならないものを区分けしながら行っております。それで、一応、まとめたもので報告を上げているという形になります。

○議長（岡田泰正君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

それと柚田の道路ですね、これは先ほど課長も言われたように、2年半したらトンネルが開通するということになります。となると、余計に抜け道としてあの道を利用される方が多いんじゃないか。要するに、163号線から上がってこられる方が多いんじゃないか。それで要するに、南のほうから来て、かかりの辺に通学路の道路標識はできないか。それによって多少なり抑止力が生まれるんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

ただいまの件でございますが、道路管理者としましては京都府の道路になりますので、京都府との協議にはなるとは思いますが、通学路の表示等についてはお願いしていきたいと。

ただ、町としましては、やはり宇治木屋線の起点が木屋で、終点が宇治になります。その間、今回、犬打峠のトンネルができますので、木津信楽までの間は対応は一定完了するかと思いますけども、その先線、木屋までについての改良についてこれからも要望活動を続けたいと。

ただ、今、京都府のほうから受けているのは早期にはできないので、1.5車線改良と言いまして、退避できるようなところを随所に造っていくというような形の拡幅をするということで、一番危ないと言われてました、皆さんご存じだと思いますけども、柚田川と宇治木屋線の交差する部分、山和の共同工場がある部分から公民館の間、公民館から大西機械店までの間について、若干、田側に道路を広げていただきました。

ただ、スピードが上がるという話につきましては私も認知しておりまして、どうしても柚田川の交差部を曲がった瞬間に大西機械店が見えてしまいますので、スピードが上がるということがありますので、そこについては何らかの注意看板を今後設置できるように京都府と協議を進めたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

もう一つ、私、個人的に危ないなと思っているのは、中村の北農機と東モータースの間ですね、あそこはかなり道が狭いです。以前聞いていた話では、おじいさんがあの溝にはまったという話も聞くんです。それは誰が運転手か分かりませんが、実際、幼稚園のお子さんの保護者の方はそこそこスピードを出されますので、その辺の注意喚起もしていただきたいのと、あそこは広げようにも広げようがないんで、加茂にも

ありますね、7時から9時までは通行禁止とかいう形で、時間帯によってそういうような形を考えていただけたらどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の件でございますが、中西手線の旧府道の町道に払下げを受けた部分でございます。私も認知しております。

実のところ、毎週水曜日、できる限り通学路を通学時間帯に歩いて見回るように数年取り組んでいまして、先日もその道路を歩かせていただいたところ、確かに、前から来る車とこっちから出ていく車という形になります。

一応、保育園の園長とはいろいろ話をしてまして、保育園に送ってきていただく子供さんの車をできれば平田バイパスで上がって天満宮から入っていただいて、そこから道は細いんですけど、門前橋のほうに行っていただいて保育園の駐車場に入る。降ろして、今度は平田のほうに出ていってもらおうというような反対の導線が引けないかというような協議はさせてもらっていて、保育園から保護者のほうにはそういうお願いをしてもらってはいます。

ただ、なかなか朝の忙しい時間帯に送ってくる保護者、それから閉園間近に迎えに来る保護者がおられまして、なかなかうまくいかないということで聞いております。その辺については保育園の保護者とも協力を得られるような形で、一旦は道路の導線を考えたいということで協議はしております。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

幼稚園の園長先生も、できたら天満宮のほうを回って帰ってくださいというような指導はされているらしいんですけど、やはりお願いベースですので、なかなか徹底は

できないということを聞いております。

事故が起こってからでは遅いので、八街市ですか、あれも危険箇所という認識は持っておられたんですけども、優先順位が低いので、後回しになってあんな事故が起こったということを聞いておりますので、行政も大変だと思いますが、事故が起こる前にいろいろ進めていただきたいと思います。

次は水道の件ですが、皆さん、質問をたくさんしていただきまして、あまり質問することはないんですけど、直近では平成19年度に値上げをされたということです。その値上げ額はどれくらいかお答えいただきたいんです。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

経緯から申しますと、料金の設定につきましては1,300円から1,500円に上げております。和東町の水道の料金改定につきましては、1,000円から1,300円、1,300円から1,500円に随時変えさせていただきまして、平成19年度の改定の際には1立米1,500円、超過料金につきましては150円から170円に改定させていただいております。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

微々たる値上げで済ませられたということですね。先ほど小西議員のほうからも質問がありましたように、平成19年に15億円、平成27年で10億円、施設統合・機械の入替え等による投資をされていると聞いております。非常に大きな額です。やはりこれは起債で賄っておられるということですので、この時点をとらまえてでも、200円とかそんな金額じゃなしに、もう少し値上げをすべきだったんじゃないかと

思います。起債というのは一応借金です。借金というものは返済方法が決まっているわけですから、10年経って返済が始まるとなれば、やはりそれに備えて対処していくと。

住民のことを考えて抑えられたというふうに考えれば優しい行政だなと思いますけど、今のように一気に上げるとなれば反発が生じてきます。だから、嫌なことですけども、住民目線に立って、つらいことであろうかと思いますが、要するに、値上げは悪いことに使うんじゃない。皆さんの快適な生活のためにこういう投資をしますので、何とぞご了承願いますというようなことでやるべきじゃないかと思います。

だから、先ほど町長もその辺は反省しておられましたけど、これからの行政のやり方についても、苦いこと、つらいことでもそのときに前向きな対処をしておけば住民の反応もおのずと変わってくるかと思いますが、その辺の反省のほうはひとつよろしくお願いします。

それで、先だつての委員会のほうで資料をもらいました。基本料金10立米1,500円から5立米2,000円に改定というこの資料ですね。これを見てみると、歳入歳出で若干ながら残ってきているわけなんです。これは微々たるものですけど、基本料金10立米1,500円から5立米2,000円というような形じゃなしに、せめて金額は1,500円で並びにできないかと。500円が負担になるわけなんですけど、これが1,700円であっても100万円行かずしての金額で足りると思うんです。その辺の見直しを気持ちとしてもやっていただけないかと思います。

平成6年度から見ますと、要するに、歳入歳出は220万円、170万円、106万円、これは予定ですけど、こういう金額が上がってきております。だから、それぐらいは対応できるかと思いますが、そして、もし、できなかつても、繰入金基準内高料金対策経費見込み分というのが令和5年は2,100万円ですけど、それがずっと何もありませんけど、だから、そういう余力はできてくるんじゃないかと思うんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

ただいまのご指摘でございますが、水道委員会においていろいろ改定案というのは議論をさせていただきました。実際のところを言いますと、10立米の水道で立米数を10立米据置きで何とかできないのかという案もございました。それから、基本料金を全部排除して、各使用流量に対して料金を課金できないのかという案もございました。

今回この案をご提案させていただく運びになったという件につきましては、和東町の水道料金の水量のほうは、先ほど言いましたように、ゼロ立米から15立米単位の使用料の方がほとんどであるということがあります。それと、料金収入が全体収入の基本料金の収入が約20%弱に収まってしまうということでございます。こういう説明の仕方がおかしいのかもしれませんが、応分に使っていただいているところに幾ばくかのご負担をいただかないと、最終料金の改定が将来に向けて均等なものにならないという考え方をもちますと、5立米から20立米までの方に一番大きな負担を求めているのが今回の形です。それにつきましては、先ほど来、説明してまいりましたように、20立米以下の世帯が約70%、66から67%の世帯があるということで、この部分に応分の負担をお願いしているというのが現状でございます。

なぜ、こういうことが和東町内で起こっているかと言いますと、やはり豊富な山水道、それから井戸等の使用があるということがその要因になるのかと考えています。

午前中も説明しましたけども、1人当たり月約10立米ぐらいの使用料があるという計算でいきますと、大体、3人家族で30立米、4人家族で40立米ぐらいの水道の使用料がございますが、うちで見ますと、それが15立米から20立米以下に収まってしまっているのが現状でありまして、どうしてもこの部分が動かない限りは全体のバランスが取れないということもありまして、今回は10立米を5立米に下げさ

せていただいて、多く使っている方に多くの負担を求めるのではなく、少なく使っている方に多くの負担を求めるものでもないという形で体系を見直した結果が、今回の提案の形になっております。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

いろいろ話ししていただいたんですけど、私の質問と答弁がちょっと狂ってると思うんです。というのは、私が言いたいのは、要するに、10立米から5立米に少なくして、そして基本料金が1,500円にできないかということを行っているんです。これは数字上だけですけど、結局、1,700円としても80万円ぐらいのもんです。だから、この数値から見ても、それぐらいは賄えると思うんです。だから、せめて10立米から5立米に下げるのは仕方ないと思います。やはり40何%の人が基本料金でいかれるというのは、よく今までもってたなと思いますよ。だから、この500円部分については何とかお考え直しはできないかということを行っているんです。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

その部分を500円を何とかできないかという点についてですが、今の実態から言いますと、超過料の使用料ですね、この部分が物すごく少ない。要するに、基本料金の中に約半分の方がおられるということになりますので、5立米下げさせていただいて、そこで5立米のところに基本料金の方の一定の料金収入を得る。そこから上の方については、その分プラス利用した分の負担をいただくという形にさせていただいているのが現実です。

なぜかと言いますと、全部をそこに持っていきますと、今度は反対に個人の使用料の上げ幅率が上がってしまったり、逆に、部分的に下がってしまったりという不均等が出やすくなりますので、それを和東町の使用料の多いところで図って、前後のバランスを取ってるというのが現実ですので、それで基本料金の大まかな目的としましては、基礎額を一定、安定して徴収できる。その上に超過料金の上乗せ分を乗せるという考え方がありますので、その部分で500円という応分の負担を今回お願いするということになっています。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

この件についてはまたゆっくり話ししましょう。

要するに、使っておられるのが少ない方に負担が大きくなるということですので、だから、その辺についてはちょっとでも安くしてあげたいという気持ちで質問させていただいています。だから、またゆっくり話ししましょう。

それとですね、これは2018年の新聞記事なんですけど、「水道事業、府内3圏域で連携・統合・検討」となっています。京都府の場合、北部、中部、そして南部というような形で分かれております。和東町は南部に入っております。この下のほうに文章がいろいろあったんですけど、要するに、統合することによって高い地域は安くなる、安いところは高くして、要するに標準化を図るといような趣旨で書いてます。この時点では香川県が事業統合をやっておられるということで、ほかはやっておられないらしいんですけど、この数字を見てますと、料金回収率ということで載ってます。

料金回収率は、給水費用に対して料金収入が占める割合ということで、100%未満が原価割れとなる。和東町は料金回収率が54%ということで、半分ぐらいですね。向日市、長岡京市、京都市、宇治市、これは100%を超えています。要するに、大きな自治体はいけてるんですけどね。ちなみに、南山城村は21%で一番悪い数字が出

てるんですね。だから、統合を進めていっていただいたら和東町もある程度助かると
思うんですが、この辺の流れは今どうなっているかお聞きしたいです。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

お答えいたします。

最初にいただいた最後のところから答弁させていただきたいと思いますが、都市と
南山城村、和東町という話が出ました。大きな水道の原価と言いますか、分母になる
ところですね、分母になった施設によって多く違います。と言いますのは、南山城村は
世帯が少ないけども、配管の距離が長いものですから、その分母のところの単価が
どうしても高くなります。それで、今、思ったんですけども、和東町は配管があっち
こっち分散されておるんだと。和東町は南山城村と比べて集落がまとまってるんだ
と。いわゆる都市は一つの管で何世帯もそこにありますから、原価というのが非常に
近くなります。100に近いという、1になれば原価どおり入るんですけども、そう
じゃなしに、だからそういう差が見えてきます。統合したというところで非常に原価
が高くなっております。というのは、世帯が少ないのに管を走らさなきゃなりません
から、そういうところがあるわけなんですね。

それと併せて、先ほどの答えをちょっと補完させてください。

課長の答弁と同じことなんですけども、正直なところ、朝からも申し上げておりま
したように、私が一番頭を痛めてたのは、ランニングコストと施設の投資とあります
ね。投資に対しては後世に残さないように町も見ていかなきゃなりません。だけど、
全部見るわけにいきませんから、応分の負担もお願いしなきゃならない。そのときに
和東町の実態として、皆さんに平等にお願いしたいという気持ちがあるんですね。

ところが、何でさっきの体系に手をつけたかと言いますと、和東町の実態というの
は何ぼしたかて300余りの世帯、水道利用がゼロだと思います。それはなぜかと言

うたら、自分とこの山の水道を持っておられます。そして、井戸を持っておられるところもあります。何ぼしたってゼロです。基本料は納めてくれてます。うちは使っていないから安くとかやなしに、そういう人たちにも基本料というところは施設の維持に係るわけですから、やっぱりそこは平等に付き合ってもらわないといかないということで、いろいろ頭を悩ませました。

今、村山議員は、5に下げて、1,500円だったらその据え置いてやってもいいやないかと。そうなってくると、300世帯でゼロの方がそういう世帯になってきます。そういう体系を今、見直さないと住民にとって非常に不安な状態になるんですね。今回はその体系を見直させていただいたと、そういうことで、20立米といたら7割ほどの世帯なんです。そこに目をつけないと、何ら条件を上げたって、3割ぐらいのところを上げて、そこは一緒なんですよね。だから、このところに焦点を当てないといかないと。だから、頭を痛めたのは、応分の負担をお願いしたいということです。

正直なところ、これも時間をかけてきまして、平成29年とあるんですけど、これは完成したときです。その後、30年度は協議会の内容はいつかけたか。さっきの小西議員のときにも課長から答弁があって、いろいろ回数を言っていましたけども、これはやっぱりそんだけ回数かけて諮ってたということでご理解いただきたいんですね。

だから、その中で答弁が出てきたんが、そこもやっぱり500円上げさせてもらってやっていかないといけないということを最終的に今年度いただいたもんですから、私はここだというふうに腹を決めさせていただいたと。これは朝も小西議員に答弁をさせていただいたことと同じなんですけど、そのところをご理解いただきたいのと、こういう思いを付け加えて答弁とさせていただきたいと思います。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

先ほどの村山議員の質問についての答弁をさせていただきます。

先ほど言われました50%という数字がどこから出てきているかということですが、水道の供給単価でございます。これはどうして出していくかと言いますと、年間の総有収水量分の料金収入でございます。これで弾き出された金額が202円で、給水原価と言いまして、水道水をつくるために1立米幾らかかっているかという計算があります。これは年間の総有収水量に対して全部の費用から受託工事、地方債の償還等を除いた額で割り戻します。そうしますと、これは370円強になります。この差で言いますと、今、45から50%の間を推移するということになります。これは地方債の償還、それから工事等を行った場合に変わってくる数字になりますけども、そういう数字が動くということで、よくはない数字で上がってきております。

先ほど南山城村はという話が出ておりましたけども、統合一つにさせていただいてますのは、その分については、管理費とかは五つ管理するのが一つで済むとかいう話もございますので、そういう点では改善はされておりますけども、まだまだ370円のつくった水を202円でしか売れないというような状況が今あるということにしますと、もう少しそれを上げていかないと100にはならないということです。

それと、先ほど町長が申しましたとおり、約80キロの管路を管理するわけです。その管理する中に何軒ぶら下がるかという話になりますと、今1,701軒です。1,701軒ぶら下がるのと、例えば、40キロを管理するときに2,500軒ぶら下がるとなれば、これは十分その分の給水が安くなるというようなこともございますので、そういう計算をいろいろしていくとこのような状況が起こっているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

私、質問したことをまだ答えてもらってないんですけど、この水道事業は府内3圏域で連携・統合・検討ということは、この流れが今どうなっているか、そのことを答弁願います。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

すみません、その分について答弁させていただきます。

京都水道グランドデザイン<京都府水道ビジョン>というのが策定されております。この策定に基づいて実際に和東町も参画しながら動いております。

ただ、例えば、木津川市と笠置町と和東町が一つになるとか、宇治田原とトンネルがつながるから一つになろうとかいうようなハード的な面については、かなり実質的な問題がございまして、緩やかな動きの中でなかなか難しいというのが現実でございます。

ただ、和東町につきましては、後で答弁させていただく予定はしておるんですけども、東部3町村の連携の中でこれから公会計に移行する中で、水道施設整備台帳、固定資産管理台帳、その他水道に係るいろんなシステムについては、共同で購入し、共同で運営できないかというような取組を全国でも珍しく取り組んでおります。なかなかハードルは高いんですけども、これをクリアするとシステムの改修、購入等の部分で幾ばくかのスケールメリットは確実に現れるということが見えてますし、また、職員間の連携、それから他の物品等の管理とかもできるということで、そちらのソフト面側を今、中心に動いている状態でございます。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

ありがとうございます。

暫くあまり期待が持てないということですね。

それと、町長、もう間もなく第5次総合計画が我々の元に届くかと思うんですが、やはり今の水道事業の内容を見てますと、売る先を見つけないといけないと。人は減ってくると。だから、やはりトンネルがついたら水を使う企業の誘致ということをやっていたらいいと思うんですが、どうでしょう。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

第5次総合計画も、やはり和東町のまちが元気になろうという計画であります。そして、いつまでも続いていく。今日のSDGsと言うんですか、いつまでも和東町が存続し得るようなシステムを考えていかなきゃならない。そういう観点から、いろいろな角度から考え方が出てくるだろうと思います。

今、村山議員のご質問でありましたら、簡易水道を維持していくときにも、先ほどの基本水量だけでやったかて、何ぼ上げたって大変だろうと。もっと水量を増やして有収水量を高めて、もうちょっと努力していくことも簡易水道を維持していく上において大事だと。その中で一つのまちづくりの活性化も含めて、その観点からも考えてほしいということの趣旨でありますので、それは広くまちづくりの観点から総合的に考えていく必要があるかと思っておりますので、十分理解させていただきたいと、このように思います。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

水道の件は以上で、次、コロナワクチン、前回、委員会のほうで大体報告を受けたということで、質問することによって住民の方に知っていただけるということで質問

させていただきました。

その委員会の中でPCR検査の助成金というものを考えておられるということだったんですが、それは町長、どのようになりましたでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

これについてはさっきもお答えもさせていただいておりますが、助成していこうということで考えているわけなんです、ご案内のとおり、上限が1万3,000円ということで、そのうちの3分の2、2回というところに限っておりますけども、これをやっっていこう。これは誰でもやなしに、不要不急とか必要な方が受けたいということになれば、この制度を受けて利用していただきたいなということの趣旨のご案内もさせていただいておると、こういうことでもありますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

それでは、答弁どうもありがとうございました。

以上、質問を終わります。

○議長（岡田泰正君）

村山一彦議員の質問を終わります。

ただいまから2時35分まで休憩を取らせていただきます。

休憩（午後2時23分～午後2時35分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2 番、高山議員。

○ 2 番（高山豊彦君）

皆さん、こんにちは。公明党の高山豊彦でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、私のほうから一般質問をさせていただきます。

今回、私は、新型コロナワクチン接種について、また簡易水道の維持管理について、それと地域おこし協力隊事業について、この大きく 3 点について質問をさせていただきます。

まず、1 点目ですが、新型コロナワクチンの接種についてでございます。先ほど村山議員の質問とも重複するところもございますが、よろしくお願いをいたします。

ワクチン接種を希望されている住民への今後の取組についてですが、本町では 5 月 24 日から 65 歳以上の高齢者の方、また、8 月 1 日から 12 歳から 64 歳の方を対象とした集団接種を実施されてきましたが、住民の中でも、接種を希望されているにもかかわらず、様々な理由からこれまで接種を受けられなかった方については、今後どのように接種を進められる予定なのかお尋ねをいたします。

2 点目に、これまで接種を希望されていない住民の方への対応についてです。

これまで国内でも新型コロナワクチンに対する様々な情報が広がったことから、住民の方の中にもワクチン接種そのものに戸惑いを感じておられる方もありますが、新型コロナウイルスの拡大防止や重症化を防ぐためにも、ワクチンの接種は有効とされています。本町において、これまで希望されていない方への対応についてはどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、大きな 2 点目ですが、簡易水道の維持管理についてです。

1 点目に、本町の西部地域の管路整備計画についてお尋ねをいたします。

本町の西部地域の簡易水道は、昭和 51 年に創設認可を受け、昭和 53 年に西部簡易水道が完成し、供用を開始されたところでございます。西部地域の住民生活に必要な

不可欠なライフラインとしてこれまで維持されてきましたが、既に43年が経過しており、一部地域で管路の漏水による補修工事も行われてきたところでございます。

そうした中、平成28年に京都府国土強靱化地域計画が策定され、平成30年に国が国土強靱化基本計画を変更されたことから、本町においても令和2年度に和束町国土強靱化地域計画が策定されました。本計画では、旧西部水道地区の簡易水道施設の送水管路の老朽化・耐震化・長寿命化対策について計画的に実施するとされていますが、いつ頃からどのような事業を進められるのか、お尋ねをいたします。

次、2点目です。簡易水道事業の広域化についてお尋ねします。

国では、急速な人口減少や施設・管路の老朽化等に伴い、簡易水道事業の持続的な経営を確保するために市町村の区域を越えて、連携して水道事業に取り組む広域化の推進が求められるとしており、水道広域化推進プランの策定については都道府県が行うとしています。また、令和4年度末までに都道府県が水道広域化プランを策定し、公表するとしていますが、本町の簡易水道事業の広域化については京都府と協議されてきたのかどうか、お尋ねをいたします。

次に、大きな3点目です。地域おこし協力隊の事業についてお尋ねします。

まず、1点目に、地域おこし協力隊の目的についてです。

地域おこし協力隊は平成21年に総務省が制定したものですが、その事業の目的についてお尋ねをいたします。

2点目に地域おこし協力隊受入れにおける本町の対応についてです。

本町においてもこれまで協力隊員の受入れを行っておりますが、隊員を受け入れるに当たって、住居の確保や活動支援など、本町としてどのような対応や対策をされてきたのか、お尋ねをいたします。

最後に3点目です。これまでの地域おこし協力隊員の累計数と定住数についてです。

これまで受入れした協力隊員の累計数及び協力隊員としての任期が終了された方のうち本町での定住者数は何名おられるのか、お尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終らせていただきます。

2回目以降は自席にて行います。よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま高山議員からいただきました一般質問にお答えをさせていただきたいと思
います。

私のほうからは、大きな2番から答弁させていただきます。簡易水道の維持管理に
ついて、（1）本町の西部地域の管路整備計画について答弁させていただきます。

和東町総合簡水整備事業におきまして、和東町における水道の一元化は完了し、町
全域にくまなく安定した水道水の供給は可能となりましたが、議員ご質問のとおり、
旧西部水源、白栖・石寺・撰原・下島地区の排水・給水管等、耐久年数を大幅に超え
る40年以上、水道管を使用しております。また、耐震化もされていない施設を使用
しているのが実情であります。

今後、これについては計画的、かつ簡易水道事業の安定的な経営を目指しつつ、計
画的な整備を行われるよう努力をしているところでありまして、この進めている内容
につきましては、具体的なことは担当課長から答弁させていただきます。

続きまして、（2）簡易水道事業の広域化への考えについてでございますが、平成
30年11月に策定された京都水道グランドデザイン〈京都府水道ビジョン〉に沿っ
た広域化に向けた取組に参画をいたしまして、近隣市町村とも足並みをそろえ事務を
進めていきたいと考えています。

現在、広域化に向けた具体的な取組については担当課長のほうから答弁させていた
できますので、よろしくお願いいたします。

次に、大きい3でございます。地域おこし協力隊事業について、（1）地域おこし
協力隊の目的はについてお答えをさせていただきます。

地域おこし協力隊制度は、総務省による過疎対策を目的として、平成21年度からスタートした制度でございます。都市地域から過疎地域等の条件不利地域に移住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る人的支援施策であります。和束町におきましても、平成28年度から受入れをいたしまして、現在、観光・茶業・農業の分野において地域おこし協力隊が地域の方と関わりながら活動を行っているところであります。

地域おこし協力隊は、隊員自身の才能や能力を生かした活動ができること、地域にとりましても協力隊員の熱意や行動力が地域に大きな刺激となります。また、行政ではできなかった柔軟な地域おこし策を実施することができ、地域の活性化が図れるという効果が期待できるところであります。

隊員の任期は1年以上から3年以下の期間でございますが、任期満了後に定住・定着できるように活動期間中における地域へのつなぎ隊員活動の支援等を図ってまいりたく思っております。

この件につきましても、具体的なことにつきましては担当課長より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上、高山議員の一般質問の私からの答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、高山議員の一般質問に答弁させていただきます。

まず、大きい1番、新型コロナワクチン接種についての（1）ワクチン接種を希望されている住民への今後の取組はについてですが、先ほど村山議員の一般質問での答弁と一部重複いたしますが、今、未接種の方を対象にアンケートを実施させていただ

いております。今週末の10日の金曜日締切りとなっておりますので、アンケートの集計結果を元に次の接種計画をと考えており、できるだけ早い時期にワクチン未接種の方にお示しできるよう努めてまいります。

また、(2) これまで接種を希望されていない住民への対応はについてですが、ワクチンを含め、新型コロナウイルス感染症に関する情報を周知させていただき、任意接種ではございますので、今後接種するかどうかを改めて住民の皆様方に判断してもらえればと思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、私から高山議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうから、高山議員からいただきました一般質問のうち西部水源の現状、簡易水道事業の広域化の考え方についての具体的な点についてということで答弁させていただきます。

西部水源の現状でございますが、約24キロの配水管がございます。これは先ほど議員が質問された40年強の配水管となっております。あと、白栖・石寺・撰原の配水池があります。これにつきましても耐震化が行われていないという状態であります。

ただ、減圧弁、それから計測機械等につきましては、今回の統合事業の中で一定更新をしておりますので、これは使えるというような状況でございます。

また、下水道事業の関係で旧西部水源にありました園・別所地区については西部水源から離れているということになりますので、旧西和東地内の水道関係の整備が今後残っているということになります。

次に、簡易水道事業の広域化への考え方でございます。

府内の広域化の動きについては、先ほど町長が答弁されたとおり、京都水道グランドデザイン〈京都府水道ビジョン〉に沿った広域化に向けた取組に参画をしています。

その中でも検討に上がっている他市町村との事業統合は、水源や地理的要因から困難な面が多く、緩やかな動きとなっておりますが、相楽東部3町村では全国でも希な水道施設台帳システムや法適応化に向けた取組に昨年度から着手しています。この取組につきましては、全国レベルでもモデル的な取組でありまして、スケールメリットだけでなく連携自治体担当職員のスキルアップなども目的としています。

府内市町村からも注視されていますし、まだまだ越えなければならない自治体間のハードルがありますが、担当職員が前向きな取組姿勢を示していますので、ご理解・ご支援をお願いし、高山議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

それでは私のほうから、3番目の地域おこし協力隊事業について、2番目の地域おこし協力隊受入れにおける本町の対応につきましてお答えいたします。

受入対応につきましては、まず、居住する住宅を町が用意いたします。令和3年度は1名の隊員を採用いたしました。地域の方々との交流を深め、地域に根差す活動を目指して、協力隊用の空き家の募集を行いました。

隊員の空き家については、住居環境を改善するため住宅改修の補助金制度を平成31年度に設けております。家賃については町が全額負担、また活動に係る車両も協力隊員専用の車両を確保しております。

採用後におきましては、地域との交流が大切であることから、区長様はじめ近隣の方々へのご挨拶や地域の共同作業への参加を促すとともに、まちづくりや服務等についてのガイダンスの実施を行っております。

また、日々の活動の中での悩み事の相談、生活の困り事などについても定期的に相談できる体制を取っております。

協力隊発案による事業の実施を尊重するとともに、活動状況や成果の把握、そして住民の皆様へは、広報紙れんけいを通して地域おこし協力隊活動内容を周知しております。

また、任期満了後のサポート体制として、町内に定住した隊員が起業する場合に必要な経費を補助する地域おこし協力隊起業支援補助金制度を設けております。

次に、3番目のこれまでの地域おこし協力隊員の累計数と定住数はにつきましてお答えいたします。

平成28年度から受入れを行い、各年度の隊員数としましては、平成28年度から平成30年度までが3名ずつ、令和元年度が2名、令和2年度・令和3年度が3名の隊員数となっております。

令和2年度末までに退職された方が5名、そのうち1名が定住されておられます。委嘱期間よりも早く退職された方が3名おられ、そのうち1名の方については定住されなかったものの、和東町内で就労されているという状況でございます。

定住に向けて家庭の事情や仕事、また住居など様々な要因が関係すると思われませんが、隊員が抱える課題解決に向けて一緒に考えてまいりたいと思っております。

以上、高山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ご答弁ありがとうございました。

まず、初めに、新型コロナワクチン接種についてですが、福祉課長ですね、担当課長として、ワクチン接種に対してどのような認識を持っておられるのかお聞きしたいんですけど。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

まず、このワクチン接種についてですが、一応、国のほうからも示されていますように、相当蔓延する感染力の強いコロナの病原と聞いておるところでございますので、私といたしましては、接種についてはより多くの方にご理解いただきまして接種していただくのがいいのかなというふうには思っておりますが、これにつきましては、皆さんもご承知のとおり任意接種ということでございますので、それと、今、接種が始まったところで、治験等、数年後どういう影響が出るのかというデータも出てないところでございますので、なかなか国民の皆様全員が判断がつかないところではあるかと思えます。その中でも何かあったときには政府が健康被害のほうの救済もするというように進めていっている事業でございますので、極力、住民の皆様にはそこら辺の情報とかも全部理解した上で接種のほうを進んでいただけたらなというふうに思っているところでございます。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

先ほどの他議員の質問の中でも接種の状況というのはご答弁をいただきまして、非常に高い接種率だなどは思っております。

ただ、今、課長もおっしゃいましたように、このワクチンというのは今の段階では、まだ新しいミュー株とかいろいろ出てきているという情報もありますから、いろいろとこれから動きはあると思えますけども、今の段階では、今のワクチンについては拡大防止につながっていくのかなというふうに思いますから、課長がおっしゃったように、なるべく多くの方に接種いただければというふうに思ってます。

今回の調査ですね、ちょっと私、残念だなと思ったんですよ。調査の内容は接種意

向調査票なんですよ。ここに「新型コロナワクチン接種を希望しますか」、「はい」、「いいえ」だけなんですよ。希望する場合には、第1希望、第2希望、第3希望とか曜日があるんですけども、希望されない方の意思と言いますか、どのような考え方で希望されないのか、不安を持っておられる方もいろいろおられますし、まだ迷っておられる方も中にはおられるんですよ。そうすると、迷っておられる方はやはり実際は受けたい。でも、今はまだ戸惑うなというようなところもあると思うんです。そうした人の回答するところがないんですよ。

先ほどのご答弁では、今回接種されない、希望されない方については改めて案内しますということですが、今、接種されてない全員の方にこうやって封書で送られたわけです。いろんな情報を国のほうでも示していると思うんです。いろんな誤解をされている部分もありますから、正しい情報として国のほうで示しているものがあると思います。全部が全部なかなか膨大な量になりますから、やはり要約した形で何か案内できるようなものをつけられなかったのかどうか、そのことによって改めて調査することじゃなくて、今回この調査でまた理解を示していただいて、より早く多くの住民の方が接種を受けることにつながったのではないかなと思うんですが、そのあたりどうですか。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

実は今回の調査に至った経緯といたしまして、まず、和東町が現在保有しているワクチンの接種期限というものがございます。当然ながら、全国的にまだ完全配布、供給されてないという中で、和東町につきましては、今、若干の在庫があるぐらいの状況で配布していただきました。これの消費期限というのがございますので、できるだけ早いタイミングで住民の方々に接種意向を聞かせていただいて、できるだけ早いタ

イミングで接種していただくというふうに考えた次第でございます。

そういうところから、今回、中身的には大分簡素な形にはなってしまいましたけども、ただ、接種を今する気があるのかなのかと、それと接種するとするならばどの曜日、どの時間帯が行きやすいのかというだけの調査をさせてもらったということでございます。

高山議員のご質問は十分理解はしているところで、やはり住民の皆様いろいろな情報を差し上げた中でもっと検討していただいて、個別の相談とかも受けていった中で、より接種が進んでいったらなというのは思っているところで、普段も電話とかいただいたところで、個別のご相談とかいただいているところではございますが、今回この接種をやっていく中で、また改めて何かしら住民様にお示しできるものがあればと思っているのもので、また、そちらのほうを検討していきたいと思っております。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

今、重要な内容のご答弁だったんです。全員接種を希望されたらワクチンの残量が足りないというふうに私、取ったんですが、今現在、本町で保存しているワクチンで何名の方が接種できるんですか。今回、集団接種で接種を受けられておられない方の人数と接種可能なワクチン的人数ですね、今あるワクチンで打てる人数というのはどれぐらいなんですか。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

まず、確実に記憶しておりますのは、まず1箱195バイアルが手元にはございます。これでおおよそ600人弱の方が接種できるということでございます。あと、それ

の前に使っていたのが幾つか残っておりますので、実際には650人の方ぐらいが接種できるかなというふうに思っているところでございます。

それと、未接種で、うちのほうから案内させていただいた数でございますが、郵送で688通送らせていただいております。これは世帯というものではなく、1人1人に送らせていただいているものでございますが、この688通のうち和東町外で打たれて、まだ和東町、もしくは京都府国保連合会のほうに報告が行ってない方につきましては、この中で重複して郵送しているということになりますので、ここよりは数が少なくなるということですので、万が一、和東町で未接種の方が全員来られたとしても、一応、ワクチンのほうは確保しているというところでございます。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

分かりました。ちょっと安心しました。

町外で接種をされた方の把握をぜひ早くお願いしたい。それでないと次の計画を立てられないわけですから、そこについては府のほうとも、また近隣の市町村とも連携をしながら早急をお願いしたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

今後の対応なんですが、先日4日の京都新聞に、今のアンケート調査の結果、集団接種に対応する計画をしていると。それ以降の方については個別接種で対応するという考え方だということなんですね。個別接種については10月頃から今のところ予定されているという記事でした。

個別接種となりますと、各それぞれの診療所なりかかりつけのほうで対応されるということになると思うんですが、今回のワクチンはファイザー製ですか。それとも個別接種になったときにはワクチンが変わるんですか。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今、うちのほうで計画しておりますのが、先日までB & G海洋センターのほうでやってきました大規模の集団接種というものではなくて、もう少し小規模な集団接種、また個別接種につきましても、今現在、和東町の国保診療所のほうにご相談しているところでございますが、先ほど高山議員からありましたように、接種の意向調査票、こちらのほうに曜日等を指定できるようにはなっておりますので、こちらのほうの集計結果を元に、週末希望の方につきましては集団接種をしなければ難しいかなと。

また、平日につきましては、1バイアルで6人前後の方の注射の接種ということで分注していくということでございますので、数がそろわないとなかなか指定の曜日、指定の日にちというのはできませんので、そちらのほうもうちのほうで調整させていただくというふうに思っております。

この接種につきましては、今現在、和東町で抱えているファイザー製のワクチン、これで対応するつもりでおりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

要するに、9月に予定をされている、今、アンケート調査をされた方についてはファイザー製ということですね。先日の新聞の記事でいきますと、10月頃に予定されている、それ以降まだ打たれてない方で、その後で希望された方、また今、国のほうでも言われてますが、先ほどの質問でもありましたが、3回目の接種をどうするのかというような話もあります。これについては、多分ファイザー製のワクチンですと人数がそろわない場合も出てくるじゃないですか。そういったことを考えると、保存が比較的容易なアストラゼネカとかいうようなワクチンに変わる可能性もあるのかなと

も思ったりするわけなんです、そのあたり、そういった情報はあるのかなのか。
この10月頃に接種をしようとしているワクチンほどのワクチンなのかとお聞きして
いるんです。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今回の接種以降の分でまた改めて出てきたり、また今ありましたように、ブレーク
スルーの関係等で改めて3回目の接種という話も出ております。これにつきましては、
1回目、2回目と同じワクチンでいきたいような話は聞いておるんですが、ただ、ワ
クチンを混ぜてもいける、違うワクチンになってもいけるのかというところも、今、
政府のほうで検証していただいているところですので、今の段階でどのワクチンがう
ちに入ってきて接種できるかというのは、まだ未定の段階でございますので、よろし
くお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

まだまだそのあたりは決まってませんし、今日の新聞報道でも、新しいワクチンが
発表もされました。あれもアストラゼネカと同じように、比較的保存がしやすいよう
な説明も書いてありましたので、今後、国の動向を注視しながらやっていくのかなと
いうふうに思うんですが、ただ、先ほど村山議員のご質問の中にもありましたが、今
後の接種の中で余ったらどうするのかというようなお話がございました。その答弁の
中で近隣の市町村で使用してもらおうとかいうようなご答弁でしたけども、住民の方の
中に本町出身者で近隣の市町村に居住をされてる方で、そうすると誰か把握できるじ
ゃないですか、もともと本町におられた方ですから。連絡も取りやすいというものもあ

って、人数がそろわなくて、例えば、6人のところが3人しかそろわなかった。あと3人をどうにかしないといけないといったときに、そういった近隣にお住まいの方で可能な方を事前に確認を取っていただいて、そういった方に打っていただくことで、山城南保健所管内の接種率を上げるというようなことは今後考えていったらどうなのかなというのがあるんですが、そのあたりはどうですかね。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今、福祉課のほうで計画を考えているところでは、できましたら東部3町村、もしくは相楽圏域内で、一定、そういうような形でやっていけたらなというふうに、今、課内のほうでは計画しているところでございます。

まだ、笠置町、南山城村をはじめ精華町、木津川市のほうにも何のご相談もしていない段階ではございますが、そういった広域的な接種をしていかないと、最終的にどんだけ大きなまちであっても、やはりバイアル単位での接種者というのは数がそろわないタイミングがどうしても出てくるということがありますので、そちらのほうを考えているところでございます。

基本的には、住民票のあるところで接種券を発行させていただいておりますので、そちらのほうで接種をしていただく。場合によったら区域外接種というのは一定の要件で接種することもできますので、今、高山議員からいただきました案も含めながら、今後の接種計画を改めて計画していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ぜひ、相楽郡内、また東部3町村を含めて、そういったネットワークで、より早く、広くやっていただけたらと思いますので、業務多忙で大変ですが、よろしく願いいたします。

次に、簡易水道事業についてでございますが、将来的に西部地域の整備をしていただかないといけないということになると思うんですが、この財源というのはやはり起債が中心になるんですか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

基本的には、補助事業を採択していきたいというように思っております。補助事業の裏あてにつきましては起債という形になろうと思っておりますけども、基本的には補助事業の有利な補助金を取りたいというように考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

当然、国の補助を取っていただいて、残りは起債というような形になるのかなというふうに思っております。先ほど来もずっといろいろ質問がありましたけど、起債した分で将来的に水道料金に影響してくるところにもつながっていくのかなというふうに思うんですが、そのあたりはやはり影響しますかどうか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

先ほど来の説明を踏襲しますと、そういう形になるという判断をするしかないと思

っております。

ただ、今の改定で1億3,000万円ぐらいの起債の返還ができるという見込みで動けた場合、今後、起債の償還というのは計画的に見えますので、それが1億3,000万円以内の事業として計画的にできるのであれば、そこは料金改定の先延ばしとは言いませんけども、一定の期間を置けるというふうに判断をしておりますので、今すぐにどうのこうのという判断はなかなか難しいですけども、今後のいろんな社会情勢の動きを見ながら、また数年前にはなかった国土強靱化の事業が今は創設されたりしております。そういう有利な事業が今後出てくる可能性もありますし、広域化の中の事業も新たに出てくる可能性もありますので、その辺を踏まえた中で、先ほど町長が答弁しましたように、計画的にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

先ほど水道広域化推進プランの質問をさせていただきましたが、その中のご答弁で、京都グランドデザインという形で平成30年に示されたということなんですが、これについては国が平成31年1月25日付で各都道府県知事に宛ててる水道広域化推進プランの策定についてという通知があるんですが、これに基づくものなんでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

そのとおりでございます。国としては、今、総務省が進めています公営企業化のロードマップ、それから広域化等々について多くの特別会計事業を企業会計化したいという考え方で動いておりますので、その中の一つと考えていただいて結構です。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

その中で、先ほどのご答弁ではいろいろと事務的な統合であるとかいうような形でこの経費の削減というのはご努力いただいているということでしたよね。やはり都道府県がこういう広域化の推進プランを策定するに当たって、都道府県でどれだけそういった費用的な負担と言いますかね、そういった負担というのはどのような形になっているのか、また京都府から、そのあたりのどういった通知があったかとか、そういったところって分かりますか。要するに、府としてどのような支援があるのかということなんですよ。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

全国的な話になりまして誠に申し訳ございませんが、基本的に、水道を企業局という形で都道府県が持っているところ、京都府も府営水道を持っておりますので、同じような対応になるかと思えます。

例えば、広域化が進んでいる大阪市あたりになりますと、大阪府営が全ての水を大阪府内に配っているというような形になったりもしておりますので、ただ、京都の場合につきましては、府内水道と言いますのは南部の一部のみの動きが一番メインということになります。そういう状況の中で、京都府自身も今どういう形でイニシアティブを握るかという考え方があると思ひまして、正直、うちとか奈良県のように市町村のばらつきがあるところにつきましては、なかなかハード的な整備が難しいという状況です。一つは、企業団をつくって企業局をつくってやるというような方法を模索されたり、いろんな方法はされていますけども、現時点で京都府の広域化について具体的にこういう形で動くという形のものについてはまだ各々の自治体のヒアリング中と。先ほども井上議員のときに答弁をさせていただきましたけども、市町村ごとに運営形

態が物すごく異なっております。特に京都府につきましては、平成の大合併の関係で簡易水道を持っていた十数の市町村が合併することによって全て上水道に移行してしまったという現状もございます。現実、伊根町、相楽東部3町村のみが簡水を残すような格好になってしまっている状況もありますので、その辺の違いも組織状態が違いますので、それを一気に統合するかということになりますと、公会計事業になった段階ですぐに移行できるものでもございませんので、まだまだハード・ソフト面、両方とも検討していくということになるかと思えます。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

こんなことを聞かせていただきましたのは、やはり先ほど来、出てます水道料金の関係なんですけど、今後そういった西部地域の整備であるとか、いろんな施設の改良をこれからやっていかないといけない。

その中で一番心配されるのが、そのことが将来的に水道料金にどう反映されるのかということだと思うんです。その中で広域化ということによって経営の健全化なり図られるのであれば、そういったことも府のほうでも進めてほしいなというふうに思いますし、そのことについて本町のほうからも府のほうにそういったアクションを起こすなり、強く求めていただけたらなと。そのことで住民の生活の安心というものにもつながっていくのかなというふうに思いましたので、今回このような質問をさせていただきました。また、いろいろ大変な事業ですから、今後も大変なこともあるかと思えますけれども、ぜひ、そういった形でご努力いただけたらと思えますので、よろしく願いいたします。

次に、3点目、地域おこし協力隊についてでございます。

先ほど任期について、1年から最長3年までということでございます。それぞれの

来られた方の人数であるとか、ご答弁をいただきましたけれども、事前に退職された方が3名おられるということでしたね。当初は和東町でそういった地域おこしの活動をしたいということで希望を持って応募をされた方なんですね。その方が最長の任期満了までいかずに早めに退職されたというのは、何かそういった理由と言いますかね、早く退職する決断に至った理由というのは把握されておられますか。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

定住に至らなかったということと、3年間任期満了を終えられなかった方がというご質問でございます。

任期満了までということが2名いらっしゃいまして、あと、2年間で終られた方が1名、それから1年から2年ということで2名いらっしゃいます。任期3年のうち途中で退職された方におかれましては、ご家族を置いて単身で和東町に地域おこし協力隊として隊員としてなっていた方がそのうち2名いらっしゃいますので、やはり子供さんの学校、また、ご両親の関係等がございますので、和東町に家族全員で住めるような状態には至らなかって地元に戻られたという理由。

また、本来、地域おこし協力隊としてイメージされた内容ではなくて、少し違うことももう少し自立してやってみたいなということで、和東町との関係人口という形で和東町で働いていらっしゃる方がおられますが、町外にお住まいを持たれて町内のほうに通われているという、そういった方がおられます。いろんな事情があろうかと思いますが、ご家庭の事情、思っていたイメージと違ってずれがあったと。また、地域とのなじみがなかなか進まなくて、コミュニケーションが取りにくいような状況もあったのかと思いますけれども、以上でございます。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

分かりました。

先ほどのご答弁の中で、隊員との相談体制とか、そういったことも十分していただいているというご答弁でございました。

今回、私、お聞きする中でですね、中には、当然、古民家を活用されて、改築なりして住居として使用されておられるわけですから、その古民家の住まれておられなかった年数によって家の傷みとか、特にまちのほうから来られた場合、まちの住居とは随分違う環境のところもあるのかなというふうに思うんですね。その中で、今回、ちょっと健康を害されたというか、そういったこともあるというふうに聞きました。協力隊として受け入れるに当たって、そういった住居を安心して暮らせる環境を整えていくというのが必要だと思うんですが、そのあたりは安心して暮らせる環境を整える部分についてこれまでどのような取組をされてきたのか、また、そのことについてご相談なりに対してどういう対応をされてきたのかというところを答えられる範囲でいいんですが、よろしくをお願いします。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

お答えいたします。

受入れに当たりまして、まず、空き家ということで、やはり地域に根づいた活動ということで、空き家で地域の方とコミュニティを取っていただく。それとともに定住に至るという形になりますので、空き家というのは柱としております。

まず、空き家を募集させていただきまして、応募が今年も4軒ございました。その中から比較的新しいお家だということで、職員が見て確認しますので、素人判断ではございますが、入らせていただきまして、まず、所有者の方に掃除をしていただいて、

改修できるところは改修していただくということで、床の改修でありましたり、またトイレでありましたり、お風呂でありましたり、傷んでいるところは改修していただくわけでございます。

その後、やはり協力隊員が入ってこられる家移りの日ですね、その前日に町職員がお借りしている空き家を掃除させていただきます。所有者さんも掃除していただいているんですが、やはり町職員としても中に入らせていただきまして、空き家の清掃をお手伝いさせていただきます。

また、古い空き家ですので、ダニであったりとか、そういう環境も整えるためにいろんな清掃の手段を持ちまして、一定、住めるような形ではさせていただいているんですが、やはり長年住んでいらっしゃらなかって実際に入ってこられたら、ご不便があったりとかということで、その都度その都度対応させていただきまして、まだ清掃が行き届いてないところは確認させていただいて職員が対応させていただくと。

先ほど健康を害されたというお話で、まず病院のほうへご案内させてもらいました。病院のほうへ行ってくださいということで、それと併せまして、環境・清掃併せて、今回の場合は畳の入替えとかもさせていただきまして、所有者さんとのお話の中で、活動の中ということで替えた後でございましたので、活動の中から改修もさせていただいているという状況でございます。

有害鳥獣の関係も以前ご相談がありまして、もちろんイノシシとかサルとか田舎でするので出てきますが、やはり都会では考えられないということで、夜遅く帰ってこられましたら、それはちょっと困るということで、緊急避難的に一時期だけ町営住宅に移っていただいたりとかということで、生活の困り事につきましては逐次相談を受けて進めさせていただいているということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○ 2 番（高山豊彦君）

今、要するに空き家を隊員の方に住んでいただくために、改修をしていただければ、改修をしていただいているということですが、この要綱でいいのかなんですが、和東町地域おこし協力隊の住宅改修事業補助金交付要綱がございまして、この要綱に基づいた改修費用ということよろしいですか。

○ 議長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○ 地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

今、お手元に持っていていただく補助金要綱がございまして、補助額ということで、初年度につきましては10分の10で15万円ということになっております。もちろん協力隊員でございまして、3年の任期ということで、通常で10年の移住でございましたら90万円というのがありますが、最長3年でございまして、初年度は10分の10の15万円ということになっております。所有者さんとの合意の中で、2年ほど前でしたら1年間分の家賃に相当する部分の改修をしていただきまして、ご協力いただいておりますお宅もございまして、

以上です。

○ 議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○ 2番（高山豊彦君）

比較的新しい家でしたらそんなに費用もかからないのかなと思うんですが、建ってからの経過年数であったり、いろんな形で15万円はどうなのかなと、これで十分足りるのかなというふうに思うんです。ですから、これは今すぐあれなんですが、今後そういった形で安心して地域おこし協力隊員の方が来ていただいて、活動して、安心して住んでいただける住居を確保していく上で、住居によってその費用についても一

定見直しも必要になってくるのではないかなど。ある程度幅があってもいいんじゃないかなど。15万円で何ができるのかなと思うんです。ちょっと触ったら100万円ぐらいすぐ飛んでしまうようなことになりますから、やはりそういったところを今後検討いただけたらなというふうに思います。

時間もあまりないんですが、町長はご挨拶の中で最初ございました地域雇用活性化推進事業というのがこの10月からスタートしていくということで、いろいろこれからそういう雇用の確保も進めていっていただけるわけなんですね。そういった中で、今回の地域おこし協力隊につきましても、本来目的というのは、協力隊の活動を終えた後、定住していただくということなんですよね。その中で雇用していこうということだと思うんです。今後この計画をされている地域雇用活性化推進事業につきましても、やはりそういった中で雇用を生み、また定住者を生みということにつながっていくと思うんです。そういう意味では、今の協力隊の方に対する様々な課題があると思うんです。先ほどの改修費もそうなんですが、そのあたりは安心して、和東町はいいところだなと言っていただけ、また、どんどん来ていただけるような受入体制というものを整えていかないといけないと思うんですが、最後に町長、ご答弁をお願いします。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今も内容でありましたように、空き家も和東町の大きな地域力の宝と位置づけて、今、言われますように、定住し得るような一つの手段になるようなことをやっていかないといけないと思います。やっぱり目的を持ってきちっとやっていくという意味では、地域力推進の宝だと、こういうような位置づけでこれからもやってまいりたいと思います。

今ご質問がありました内容のとおりだと思っておりますので、そういった内容を真

摯に受け止めながら当たってまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

今、若い方は特にSNSなりを通じていろんな情報発信をされるわけですから、やはり全国的に和束町の認知度を上げていただいて、また、この地域力を上げていただけるような、そういう受入体制をぜひお願いいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡田泰正君）

高山豊彦議員の質問を終わります。

一般質問の途中ですが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、本日の会議はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、次回の本会議は、明日9月9日午前9時30分から本議場で再開いたしますので、ご参集くださるよう通知いたします。

本日はご苦労さまでございました。

午後3時33分 散会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

令和 3 年 11 月 26 日

和東町議会議長 岡 田 泰 正

署名者

和東町議会議員 藤 井 清 隆

〃

和東町議会議員 村 山 一 彦